

官報

平成二十五年十一月二十一日

○第百八十五回 衆議院會議録 第十二号

平成二十五年十一月二十一日(木曜日)

議事日程 第十号

平成二十五年十一月二十一日

午後一時開議

- 第一 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(第百八十三回国会、内閣提出)
- 第二 民法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第百八十三回国会、内閣提出)
- 第四 国家戦略特別区域法案(内閣提出)
- 第五 アルコール健康障害対策基本法案(内閣委員長提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(第百八十三回国会、内閣提出)
- 日程第二 民法の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成二十五年十一月二十一日 衆議院會議録第十二号

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(第百八十三回国会、内閣提出)

午後一時二分開議

○議長(伊吹文明君) これより会議を開きます。

日程第一 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(第百八十三回国会、内閣提出)

○議長(伊吹文明君) まず、日程第一、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長梶山弘志君。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(梶山弘志君登壇)

○梶山弘志君 ただいま議題となりました承認を求めるの件につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本件は、平成十八年十月十四日から本年四月十三日まで北朝鮮船舶の全ての船舶の入港を禁止することとする閣議決定について、その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、本年四月五日に入港禁止の期間を平成二十七年四月十三日まで二年延長する変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、国会の承認を求めるものであります。

本件は、第百八十三回国会に提出され、継続審査となつていたものであり、今国会においては、昨二十日、太田国土交通大臣から提案理由の説明を聴取した後、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもつて承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 採決をいたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。したがつて、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

日程第二 民法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊吹文明君) 次に、日程第二、民法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長江崎鐵磨君。

民法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(江崎鐵磨君登壇)

○江崎鐵磨君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、民法の規定中、嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分の二分の一とする部分は

憲法違反であるとの最高裁判所の決定があつたことに鑑み、当該部分を削除し、嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分と同等としようとするものであります。

本案は、去る十一月十二日本委員会に付託され、翌十三日谷垣法務大臣から提案理由の説明を聴取し、十五日質疑に入り、十九日、本案に対し、民主党・無所属クラブ及びみんなの党の共同提案により、戸籍法の規定中、出生届書の記載事項からテキシユツシまたは嫡出でない子の別を削除すること等を内容とする修正案が提出され、提出者から趣旨の説明を聴取しました。

昨二十日、原案及び修正案に対する質疑を行い、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告を申し上げます。

また、読み上げにあつて、先ほど、出生届書の記載事項から嫡出子、これをテキシユツシと私が読み違えたことを補足させていただきます。

以上をもつて御報告といたします。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、採決をいたします。

起立採決ですから、議席に戻ってください。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

日程第三 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
(第百八十三回国会、内閣提出)

○議長(伊吹文明君) 次に、日程第三、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長富田茂之君。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔富田茂之君登壇〕

○富田茂之君 た、だいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、平成二十一年に成立した改正独占禁止法の附則に明記された、審判制度を全面にわたつて見直す規定についての検討結果及び同法案に係る附帯決議を踏まえ、公正取引委員会が行う審判制度を廃止する等の措置を講じるものであり、その主な内容は、公正取引委員会が行う審判制度を廃止し、独占禁止法違反に対する排除措置命令等に係る抗告訴訟等について、東京地方裁判所の専属管轄とするともに、公正取引委員会が排除措置命令等の行政処分を行う際の意見聴取のための手続を整備する等の措置を講じるものであります。

本案は、第百八十三回国会に提出され、継続審査となり、昨日、稲田国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、法案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、採決をいたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

○議長(伊吹文明君) 日程第四とともに、日程第五は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略し、両案を一括して議題とするに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。

日程第四 国家戦略特別区域法案(内閣提出)

日程第五 アルコール健康障害対策基本法案

(内閣委員長提出)

○議長(伊吹文明君) 日程第四、国家戦略特別区域法案、日程第五、アルコール健康障害対策基本法案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。内閣委員長柴山昌彦君。

国家戦略特別区域法案及び同報告書
アルコール健康障害対策基本法案
(本号末尾に掲載)

〔柴山昌彦君登壇〕

○柴山昌彦君 た、だいま議題となりました両法律案ですが、まず、国家戦略特別区域法案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化することともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定めるものであります。

本案は、去る十一月八日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、直ちに本委員会に付託され、同日新藤国務大臣から提案理由の説明を聴取しました。次いで、同月十三日から質疑に入り、翌十四日参考人から意見を聴取しました。

昨二十日、安倍内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行い、質疑終了後、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及びみんなの党の四党派共同提案により、国家戦略特別区域計画への構造改革特別区域法に規定する特定事業等の追加等、国家戦略特区支援利子補給金に関する検討事項の追加等を内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取しました。

次いで、原案及び修正案を一括して討論を行った後、採決いたしましたところ、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。

次に、アルコール健康障害対策基本法案について、提案の趣旨及び概要を御説明申し上げます。

本案は、酒類が国民の生活に豊かさや潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒がアルコール健康障害の原因となるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いことに鑑み、アルコール健康障害対策の基本となる事項等を定め、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、国民の健康を保護するとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与しようとするものであります。

本案は、昨二十日の内閣委員会において、全会一致をもつて委員会提出法律案とすることに決したものであります。
何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) ただいまの両案中、日程第四につき討論の通告がありますので、順次これを許します。まず、反対討論、佐々木憲昭君。

(佐々木憲昭君登壇)

○佐々木憲昭君 私は、日本共産党を代表して、国家戦略特区法案に対し、反対の討論を行います。(拍手)

反対する第一の理由は、この法案が、戦略特区における規制緩和を、国家の意思として、上から一方的に国民に押しつけるものとなっているからであります。

法案では、内閣府設置法に基づき、戦略特区諮問会議という強い権限を持つ組織をつくり、総理が任命するメンバーで構成されることとなっており、そこには、大企業の代表が参加し、規制改革推進の司令塔としての役割が付与されているのであります。その意思決定過程には、労働者や消費者などの国民はもちろん、関係関係者も参加させない構造となっております。

国家戦略特区諮問会議と各地域の特区会議を足場に、財界言いなりの規制緩和と支援を行い、巨大な多国籍企業に特別の利益を与えることになるのであります。まさに、総理大臣を中心とするトップダウンの体制づくりであり、戦略特区諮問会議は、ブレーキのない、規制緩和と暴走機関となるのであります。

反対する第二の理由は、規制緩和に対する勤労国民の懸念の声、社会的、経済的な悪影響を受ける被害者の声をともに反映する筋道がないことであります。

森ビルなどの大企業が提出した特区提案の多数が非公開にされ、いまだに公開されておられません。そのため、国民は、提案の内容に即して、労働条件の悪化、環境破壊、医療被害、他事業者の経営悪化等についてどのような影響が出てくるのか、具体的な検討さえできない状況にあります。

しかも、計画が実施された後、悪影響が出て、被害者の声を聞いて事業を変更する筋道も手だてもありません。

被害者の声をまともに聞かず、国民を実験台にするような姿勢は、到底許されるものではありません。

第三の理由は、対日規制改革要望など、アメリカ

力の積年の要求に応え、外国資本を特別扱いする余地を残しているからであります。

対日投資の倍加を掲げ、税制などで外資への特別の優遇措置を検討していることも明らかとなりました。

仮に、今交渉中のTPPが妥結し、それが発効するという最悪の事態を招いたなら、国内の規制緩和がそれと重なり、国民の暮らしと健康を守る規制項目が一気に緩和、撤廃され、日米の多国籍企業が横暴を振るう、殺伐とした日本になる危険性をはらんでいるのであります。

この法案が、大企業優遇税制とワンセットで提案されていることも重大です。

大企業に対して法人税の減税を行う一方、国民には消費税増税を押しつけ、十三・五兆円もの所得を奪い取るなど、とても許せるものではありません。

これでは、総理の言う失われた二十年は、克服できるどころか、一層深刻なデフレと経済の低迷をもたらすことになるではありませんか。

大企業は、多国籍企業化して世界じゅうで利益を上げながら、内部留保を史上空前の二百七十兆円に積み上げております。

その一方、国内経済を空洞化させ、非正規労働者は、二十四十三万人にふえ、雇用不安と低賃金に苦しんでおります。正規労働者の平均年収は、この間、七十万円も減少しました。ブラック企業が広がる中で、長時間超過密労働と過労死という深刻な社会問題を引き起こしております。

安倍総理は、失われた二十年について、自民党に大きな責任があると答えました。それなら、規制緩和と大企業減税という既に破綻した政策を繰

り返すことをやめ、国民生活に軸足を置いた政策に抜本的に改めるべきであります。

このことを指摘して、反対討論といたします。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、次に、津村啓介君。

(津村啓介君登壇)

○津村啓介君 民主党の津村啓介です。

まず、冒頭、昨日最高裁判所大法廷で示された、二〇一二年衆議院選挙を違憲状態とする判決につきまして、同僚議員の皆様とともに、これを真摯に受けとめ、一日も早く、与野党がともに歩み寄り、日本国憲法に基づく司法府の判断に立法府として応えていくことを誓いたいと思います。

以下、ただいま議題となりました国家戦略特別区域法案について、民主党・無所属クラブを代表し、賛成の立場から討論をいたします。(拍手)

私も、日本経済の力強い再生を願う一人であり、その意味で、約二年で二%のインフレ目標を達成し、デフレ脱却を実現するとされる、いわゆるアベノミクスに期待をし、必ず成果を上げていただきたいと思っております。

私たち野党の役割は、与党が進める政策を、国会審議を通じ、三百六十度、あらゆる角度から評価を行い、副作用があれば早期に発見をし、注意を喚起し、次なる処方箋を用意することであり、その成果を邪魔したり、足を引っ張ることではありません。

安倍総理、いわゆる異次元緩和、財政出動に続く第三の矢、成長戦略を、ぜひ成功させてください。建設的な議論と提案によって、しっかりと応援させていただきます。

今回の国家戦略特区法案に関連し、内閣委員会では、二十二時二十五分の議論が行われました。その間、新藤大臣初め答弁者の皆さんは、しばしばノ一原稿で、丁寧な御答弁に努められました。

また、我が党の後藤祐一議員を初め、各党の質問者からは、中身の濃い質問が数多く出され、議論の成果は、先ほど御紹介された法案修正という形で実を結びました。

既存の特区制度との連携強化は、地方自治体の負担を大きく軽減し、さらにチャンスを大きく広げる、意義深い修正であります。いわゆる雇用ガイドラインの策定については、厚生労働大臣の関与を可能とする修正が行われました。いずれも、高く評価されるべきものであります。

私たち民主党・無所属クラブは、柴山委員長を初め、委員各位のこの間の御努力を多とし、重要な修正がなされた本法案に賛成することを決めました。

一方、議論の中で、課題も多く明らかになりました。

私は、今後の政策実行に当たっての最大の課題は、内閣に入られた七十名余りの政治家の方々の政治的リーダーシップのあり方、いわゆる政と官の関係だと考えております。

私は、四年前、二〇〇九年の政権交代直後、国家戦略室を担当する内閣府大臣政務官として、今回内閣委員会の筆頭理事として本法案の修正協議に大変な汗をかかれた近藤洋介議員、当時の経産大臣政務官とともに、新成長戦略の取りまとめに当たった経験がございます。

新成長戦略は、当時、一定の評価を得、大きく報道されました。掲げた政策の中には、安倍政権

の成長戦略において引き続き取り上げていただいている政策も少なくありません。

しかし、私たちの政治主導は未熟であったと思います。一定の成果を上げましたが、長く続きませんでした。最終的な審判は歴史家の手に委ねたいと思いますが、当事者として得た大きな教訓の一つは、ロジスティクスにおける戦略性の欠如であります。

それは、特に、縦割りになりがちな各省庁に対して、総合調整機能、いわゆる横串の役割を期待されているはずの内閣官房、内閣府において顕著であります。

私の尊敬する郷土の先輩、橋本龍太郎総理が強い政治的リーダーシップを発揮して実現された二〇〇一年の省庁再編の目玉の一つは、内閣府の設置による縦割りの打破、内閣全体の総合調整機能の強化だったはずですが、実態は、その理想からかけ離れております。

アベノミクスと国家戦略特区の目標達成のために、三点御提言いたします。

一つ目は、大臣、副大臣、政務官の複雑過ぎる所掌を整理し、サポートをする政務のスタッフをふやし、他省庁との兼務を解消することでありま

す。大臣、副大臣、政務官がそれぞれ一人当たりで担当する範囲が広過ぎます。また、科学技術、IT、知財、宇宙、海洋など共通項の多い関連部署が、それぞれ別の建物に置かれ、それぞれ内部に複数の会議体を持つている現状では、政務三役の会議出席がままならない一方で、同じ有識者から同じ内容のヒアリングを別組織が行っている光景も日常茶飯事でありま

す。それぞれの本部や会議や委員会が、実質的に文科省、総務省、経産省、

国交省などの事実上の出先機関になっているとの指摘もあります。

今回の国家戦略特区の事務方の実動部隊である内閣官房地域活性化統合事務局も、官邸や内閣府本府から遠い永田町合同庁舎に位置し、大臣以下の政務三役は、総務省の大臣、副大臣、政務官がそのまゝ丸々兼務をしています。これでは、わざわざ内閣官房に設置している意味が半減でありま

す。

二つ目は、極度に分散している庁舎、建物を統合整理することでありま

す。今、内閣官房は八カ所、内閣府は、都内だけで十三カ所のビルに分散しています。大臣が何か確認をしようとしても、事務方は、同じ建物には、ほんのわずかしきありません。国会周辺は一方通行や右折禁止などが多く、車を飛ばして駆けつけるのに、十分以上かかるケースもしょっちゅうあります。申しわけなくて、余り気軽に呼ぶことができません。内閣に入られたことのある方には、御経験が

おありだと思ひます。皆さん、今、総理官邸の斜め下、内閣府下交差点の一角に新しいオフィスビルが完成しつつあるのをお気づきでしょうか。合同庁舎第八号館であります。内閣府の新しい建物です。隣接する内閣府本府庁舎とともに、総理官邸のすぐ目の前、お

膝元に施設が整います。その八号館がいよいよ来年四月から供用開始となりますが、内閣委員会の質疑によれば、大臣、副大臣は八号館の活用に余り関心をお持ちでなく、レイアウトの議論に必ずしも積極的に参画されてい

ないようであります。ロジは大変重要であります。総合調整機能を強化する大きなチャンスです。ぜひ、政治的意思を持って、リーダー

シップを発揮してください。

三つ目は、大臣、副大臣、政務官が一堂に会する政務三役会議を頻繁に開催することでありま

す。内閣府には、事務次官と官房長はそれぞれ一人しかいませんが、大臣は八名、副大臣は六名、大臣政務官は七名いらっしゃいます。ラインが、とても複雑になっております。

先ほどのレイアウトの問題もあり、大臣と副大臣が別の庁舎で執務されているケースも多くあります。その結果、日程調整がつきにくく、大臣レクの後には副大臣レクや政務官レクがセットされることもあるやに聞いております。指揮命令系統を中抜きされているんです。上司が決めた後に部下が報告を聞くんです。それでは副大臣と政務官は、単なる名誉職になってしまいます。ぜひここは、よくお考えになるべきところだと思います。

ぜひ、政務三役会議を少なくとも週一回開催し、政治家が、しっかりと、目的意識と優先順位を共有して、部下たる官僚の皆さんに明確な指示出しを行ってください。国会でどんなに立派な演説をしても、単なるかけ声だけでは、実務の現場は動きません。ぜひ、政務三役が一体となって、政治的リーダーシップを発揮してください。

法案の個別規制項目についても、今後、参議院の審議でさらに深く論点が整理されることを望みます。とりわけ、雇用規制の緩和、有期雇用の特例については、根本的な問題が残っています。

以上、るる課題を挙げさせていただきましたが、安倍総理、そして新藤大臣、大切なことは、前に進むことでありま

す。昨日の委員会採決の終了後、内閣委員会の委員の皆さんから、自然と拍手が沸き起こりました。

与党も野党もなく、大勢の委員の皆さんが法案の修正可決を喜び、大団円を迎えたわけであります。

あとは、実行であります。

安倍総理、頑張ってください。大臣、頑張ってください。自民党の皆さんも、公明党の皆さんも、頑張ってください。与党には、国を変える大きな力があるんです。

私たちも、責任政党として、国会を舞台に、しっかりと建設的な議論を尽くしてまいります。日本のため、世界のため、ともに頑張ります。

終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、次に、松田学君。

(松田学君登壇)

○松田学君 日本維新の会の松田学です。

私は、日本維新の会を代表して、国家戦略特区法案及び同修正案に対して、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

本法案について、当初、私たちは、このままでは賛成できないと考えておりました。アベノミクスの決定打として次は何が出てくるかと国民は期待していたにもかかわらず、この法案自体は、中身に乏しいものであり、これが第三の矢として期待された成長戦略の柱なのかと思わざるを得なかったからであります。

総理が今国会を成長戦略実行国会と位置づけた割には、本法案の内容は、単に、事業者などからの要望のうち、着手できる項目を並べ、しかも、手続の円滑化や検討としたものが多く、骨太の国家戦略が見えるものとは言えません。アベノミク

スとはこんなものだったのか、結局は、既得権益や官僚の決めた枠組みから出られないのが安倍政権だったのか、そのような印象を禁じ得ませんでした。

もちろん、各分野で、いわゆる岩盤規制に穴をあける実験を行い、社会の課題解決モデルの構築で成功事例を生み出す、そういうプロジェクトを推進することが経済成長の起爆剤になるという本特区構想の考え方そのものは、我が党としても、その方向性を同じくするところであります。

しかし、規制改革によつてこの趣旨を実現するためには、各分野の岩盤規制を大きく組みかえる、制度の再設計が必要です。それを実験する特区が国家戦略なのであれば、そうした再設計の姿を示す、思い切った内容を期待するのが当然であります。

今国会では、政府提出法案には、問題や不足は多いけれども、ないよりはましだろうという、法案としての完成度が必ずしも高くない法案が目立つように思われます。最低限のラインだけを描き、その趣旨には国会も野党も反対できないだろうとするやり方は、議会制民主主義の精神にもそぐわないのではないのでしょうか。

ただ、内閣委員会での本法案の審議を通じて、次のことが確認されました。

第一に、本法案は、政府の今後の取り組みの枠組みをつくるものであつて、改革措置の中身は、これから拡充していく性格のものであるということとであります。

第二に、その際に、他の改革措置との合わせわざで、本法案には盛り込まれていない政策理念との結合が図られるという発展可能性を有しているということとあります。

第三に、その点についての、担当大臣や総理の決意と覚悟が示されたということとあります。

日本維新の会の発祥の地である大阪府と大阪市は、共同で、国家戦略特区の提案募集に応じ、岩盤規制に風穴をあけ、民によるイノベーションを創出するという観点から、提案を行っています。

それは、御堂筋エリアを対象に高度な人材や企業を集めるチャレンジ特区、外国人医療スタッフにも門戸を開放して混合診療の実施など最先端の医療サービスを提供する国際メディカル特区、先進医療の保険診療併用特区、人が集積しやすい街を実現する大阪高度集密都市特区であります。

これを実現し、大阪都構想を確かなものとするのが、日本の将来につながるものであり、その意味で大阪は、まさに国家戦略特区のモデルになるものと考えております。

そして、本法案の足らざる部分として、大阪は、具体的に次の点を要望しております。

第一に、医療分野については、本特区内で実施される先進医療や予防医療に関する保険外併用診療の範囲を拡大することとあります。また、国際的な医療拠点の形成を図るため、試験研究の体制の整備などの措置を講じることです。

第二に、雇用分野については、有期雇用の特例について、優秀な人材の活躍の機会が十分に確保されるよう、資格制限などをできるだけかけないようにするなど、特区制度が実効あるものとするということとあります。

また、労働規制の緩和につきまして、成果主義を踏まえた、自由な働き方を保障するような制度を盛り込むことを検討することとあります。

第三に、都市インフラの競争力強化について、空港や港湾、道路などの機能強化に必要な、規制

の特例その他の措置を講じることとあります。

第四に、税制であります。

大阪府、市では、既に国際戦略特区で地方税をゼロにし、地方として大胆に汗をかくております。頑張っている地域に対しては国も本気度を示すべきであり、地方税ゼロのエリアには国も法人税で特例措置を講じることなどを要望しております。

内閣委員会の質疑では、日本維新の会は、法案に不足している点を指摘し、よりインパクトのある大胆な規制改革の実行を政府に迫りましたが、特に、以上大阪の要望については、その多くについて政府側より前向きな答弁が得られたと考えております。

特に私たちが重視したのは、税制であります。

税制については、年末の税制改正で検討されるものであり、今回の法案は、とりあえず規制改革措置に關してまとめたものということとあります。が、そもそも特区といえば、税制の特例措置がポイントになるものであり、それが欠落した特区であつては、十分な実効性が確保されないものと考えます。

中でも、私たちが本法案に賛成する条件と考えたのが、地方公共団体が地方税を減免した場合の、法人税の特例措置であります。

例えば、地方が、地域活性化のためにみずから身を削つて地方法人事業税を減免しても、国税の側では、その分、損金算入額が減り、法人税負担がふえてしまいます。国の制度が地方の努力を無にするように働くというのでは、地方の自立や地域活性化を促進しようとする政策に逆行します。常識から考えても、いかにもおかしいと思いま

す。これは、明らかに、政治がインシアチブをとつて是正すべきものではないでしょうか。

残念ながら、この点についての私たちの提案は、法案の修正には至りませんでした。昨日の内閣委員会の締めくくり質疑におきまして、担当大臣である新藤大臣から、年末の税調プログラムで全力で取り組むとともに、必要な成果が得られるように取り組んでいくとするなど、要望を最大限に尊重する旨の御答弁があり、また、安倍総理からも、年末の税制大綱に向けて、地方の努力を踏まえて国の対応を考えていくという趣旨の御答弁をいただいたところであります。

肝心なことは、これを実際に実行することであり、一連の審議を通じて、我が党としては、それが担保されたものと判断したところであります。このことを含め、国家戦略特区が我が党の要望を的確に反映した内容となる道が開かれているものとして、本案に賛成することとしたものであります。

本法案は、アベノミクスの中に位置づけられているものであり、アベノミクスは、いわゆる三本の矢が整合的に組み合わさってこそ真に持続的な効果を発揮するものであって、これまでの二本の矢では、明らかに不足であります。

一本目の金融政策は、日銀による国債購入で、それに相当する銀行からの日銀当座預金が増加しているだけでは、マネーはふえません。それが銀行の信用創造に回るためには、実体経済での実需の増大が必要であります。

二本目の財政政策は、いわばカンフル剤であり、持続可能な政策ではなく、公共事業から民間需要へとお金が回っていかねばなりません。が、本年七・九月期のGDPを見ますと、伸びて

いるのは、公共投資と、消費増税前の駆け込み需要で伸びている住宅投資ぐらいでありまして、本年初めには好調だった個人消費は、失速している状況であります。

今のところ、三本目の矢がないまま、アベノミクスは、お金を積んだだけのものとなっているのではないのでしょうか。

しかし、日本には、もともと十分なお金があります。それは、日本が世界断トツ一位の対外純資産国であり続けていることが示すとおりであります。

大事なことは、積み残したお金が、国内で有効な使い道や魅力的な投資先に回っていくことであり、そのためには、既存の戦後システムを大胆に組みかえるぐらいの大改革が必要であります。それは、強固な既得権益と正面からぶつかることを免れ得ないものであります。

政府におかれましては、本法案が成立した後には、日本経済の生産性を底上げしていくための戦略的な道筋を提示し、文字どおり骨太の国家戦略を示していただけることを期待しております。

そして、安倍総理が、今後の政策運営において、既得権益と闘う断固たる姿勢をお示しいただき、日本経済復活の道筋を力強く打ち出されることを、私どもは見守っております。

安倍政権にはできないのであれば、私たち日本維新の会がその役割を担うことを宣言して、党を代表しての討論といたします。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 次に、大熊利昭君。

〔大熊利昭君登壇〕

○大熊利昭君 みんなの党の大熊利昭です。

私は、みんなの党を代表して、ただいま議題と

なりました国家戦略特別区域法案について、賛成の立場から討論をいたします。(拍手)

本法案の目的は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るために、経済社会の構造改革を重点的に推進するとされております。都市再生、まちづくり、教育、雇用、医療、歴史的建築物の活用、そして農業等、多岐にわたる内容と、これまで幾度も改革を拒み続けてきた部分に手をつけた革新性は、一定程度評価できるものであります。

ところで、国家戦略特区制度のポイントは、支援措置ではなく、まさに政府発で行われる規制改革によって、民間、地方、政府が一体となって事業が実施される点であります。

規制改革と支援措置が併存すると、企業はどうしても支援措置に流れてしまいがちであり、国家戦略特区の最大の特徴である岩盤規制改革を貫徹することが難しくなってしまうおそれがあります。

その中で、利子補給制度という支援措置が盛り込まれております。

この制度の対象先は、主にハイリスク・ハイリターンが想定されるベンチャー企業と考えられるわけですから、ローリスク・ローリターンである融資に係る利子補給制度は、本来は適さないと言えます。特区で活動するベンチャー企業に対しては、どうしても支援措置を講ずるということであれば、投資に係る措置とすべきであったと考えます。

一方で、この利子補給金制度を一部修正することができた点は、率直に評価すると同時に、与野党の関係者の皆様に感謝申し上げます。このこと

により、支援措置が無期限に続くこと等によるマインスの影響を限定することができたと考えております。

国家戦略特区法案では、特別区域計画を定めて認定を受ける仕組みが法定されていますが、このような仕組みは、往々にして、事前に詳細に計画を確定して役所の認定を受け、民間事業者は役所の過度なコントロールのもとで活動が認められるといった運用になることがあります。

それに対して、新藤大臣は、昨日の内閣委員会において、政治主導といつても、自分一人だけで行えるわけではないし、役所に頼り切りになっているとも思わないという旨の答弁をされました。その言葉どおり、政治のリーダーシップや適切な組織運営によって、役所の不適切な運用による制度の硬直化と国家戦略特区の形骸化を防いでいただくことを望みます。

安倍総理は、昨日の内閣委員会において、瑞穂の国である我が国の資本主義についてお答えになりました。安倍総理の言われた、企業というものは、強欲を原動力とするのではないのであって、公益性も備えていなければならない、そういう考え方は、そのとおりであると思います。

一方で、世界で一番ビジネスをしやすいように環境を整え、資本そのものの競争力を強化することの必要性は、論をまちません。

両者のせめぎ合いのもとで、日本がよりよい経済社会へ転換できることを望み、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 以上をもって討論は終局をいたしました。

○議長(伊吹文明君) それでは、採決に入りますので、自席に戻ってください。

まず、日程第四につき採決をいたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多数。したがって、本案は委員長報告のとおり修正議決をいたしました。

次に、日程第五につき採決をいたします。

本案を可決するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。したがって、本案を可決いたしました。

○議長(伊吹文明君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十四分散会

出席國務大臣

法務大臣 谷垣 禎一君
国土交通大臣 太田 昭宏君
國務大臣 稲田 朋美君
國務大臣 新藤 義孝君
國務大臣 森 まさこ君

○議長の報告

(通知書受領)

一、昨二十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

薬事法等の一部を改正する法律

再生医療等の安全性の確保等に関する法律

(報告書受領)

一、去る十九日、内閣から次の報告書を受領した。

国の債権の管理等に関する法律第四十条の規定による平成二十四年度国の債権の現在額総報告
物品管理法第三十八条の規定による平成二十四年度物品増減及び現在額総報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

池田 道孝君 新谷 正義君
菅家 一郎君 青山 周平君
黄川田仁志君 鬼木 誠君
横路 孝弘君 中根 康浩君
林原 由佳君 杉田 水脈君
大口 善徳君 濱地 雅一君
椎名 毅君 井坂 信彦君
鬼木 誠君 村井 英樹君
新谷 正義君 八木 哲也君
青山 周平君 菅家 一郎君

農林水産委員

辞任

補欠

議院運営委員

辞任

補欠

村井 英樹君 黄川田仁志君
八木 哲也君 池田 道孝君
中根 康浩君 横路 孝弘君
杉田 水脈君 林原 由佳君
濱地 雅一君 大口 善徳君
井坂 信彦君 椎名 毅君

辞任

補欠

秋葉 賢也君 武部 新君
鬼木 誠君 新開 裕司君
福山 守君 村井 英樹君
大島 敦君 後藤 斎君
後藤 祐一君 中根 康浩君
津村 啓介君 玉木雄一郎君

法務委員

辞任

補欠

厚生労働委員

辞任

補欠

若井 康彦君 大西 健介君
赤嶺 政賢君 佐々木憲昭君
新開 裕司君 鬼木 誠君
村井 英樹君 福山 守君
大西 健介君 若井 康彦君
後藤 斎君 大島 敦君
玉木雄一郎君 津村 啓介君
中根 康浩君 後藤 祐一君
武部 新君 秋葉 賢也君
佐々木憲昭君 赤嶺 政賢君

經濟産業委員

辞任

補欠

辻 清人君

岩田 和親君

宮崎 謙介君

宮川 典子君

山田 美樹君

井林 辰憲君

近藤 洋介君

吉田 泉君

宮川 典子君

牧島かれん君

牧島かれん君

神山 佐市君

井林 辰憲君

山田 美樹君

岩田 和親君

辻 清人君

神山 佐市君

宮崎 謙介君

吉田 泉君

近藤 洋介君

国土交通委員

辞任

補欠

秋本 真利君

勝俣 孝明君

國場幸之助君

穴見 陽一君

長坂 康正君

青山 周平君

青山 周平君

長坂 康正君

穴見 陽一君

國場幸之助君

勝俣 孝明君

秋本 真利君

決算行政監視委員

辞任

補欠

熊田 裕通君

八木 哲也君

國場幸之助君

田畑 裕明君

武井 俊輔君

比嘉奈津美君

石井 啓一君

濱村 進君

田畑 裕明君

石川 昭政君

比嘉奈津美君

岩田 和親君

八木 哲也君

池田 佳隆君

石川 昭政君

前田 一男君

岩田 和親君

牧島かれん君

前田 一男君

橋本 英教君

牧島かれん君

湯川 一行君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員

辞任

補欠

神山 佐市君

石川 昭政君

清水 誠一君

高木 宏壽君

長島 忠美君

大島 理森君

松野 博一君

白須賀貴樹君

小宮山泰子君

畑 浩治君

石川 昭政君

神山 佐市君

大島 理森君

長島 忠美君

白須賀貴樹君

松野 博一君

高木 宏壽君

清水 誠一君

畑 浩治君

小宮山泰子君

国家安全保障に関する特別委員

辞任

補欠

大塚 拓君

前田 一男君

津島 淳君

神田 憲次君

松本 洋平君

小倉 將信君

近藤 洋介君

辻元 清美君

遠山 清彦君

中野 洋昌君

小倉 將信君

池田 佳隆君

神田 憲次君

豊田真由子君

池田 佳隆君

松本 洋平君

豊田真由子君

津島 淳君

前田 一男君

大塚 拓君

辻元 清美君

中野 洋昌君

一、昨二十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
国家安全保障に関する特別委員

辞任

補欠

鈴木 馨祐君

佐藤 勉君

寺田 稔君

御法川信英君

西銘恒三郎君

大串 正樹君

星野 剛士君

松本 純君

松本 洋平君

石川 昭政君

近藤 昭一君

後藤 斎君

大口 善徳君

濱村 進君

遠山 清彦君

伊佐 進一君

井出 庸生君

畠中 光成君

石川 昭政君

大塚 高司君

大串 正樹君

小田原 潔君

小田原 潔君

西銘恒三郎君

大塚 高司君

松本 洋平君

佐藤 勉君

鈴木 馨祐君

松本 純君

星野 剛士君

御法川信英君

寺田 稔君

後藤 斎君

近藤 昭一君

伊佐 進一君

遠山 清彦君

濱村 進君

大口 善徳君

(議案提出)

一、去る十九日、議員から提出した議案は次のとおりである。
特別安全保障秘密の適正な管理に関する法律案
(渡辺周君外二名提出)

情報適正管理委員会設置法案(渡辺周君外二名提出)

公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(渡辺周君外三名提出)

国会法の一部を改正する法律案(渡辺周君外二名提出)

一、去る十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

平成二十四年度一般会計歳入歳出決算
平成二十四年度特別会計歳入歳出決算
平成二十四年度国税収納金整理資金受払計算書
平成二十四年度政府関係機関決算書
平成二十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成二十四年度国有財産無償貸付状況総計算書
一、昨二十日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

幹部国家公務員法案(渡辺喜美君外五名提出)
国家公務員法等の一部を改正する法律案(津村啓介君外四名提出)
国家公務員の労働関係に関する法律案(津村啓介君外四名提出)
公務員庁設置法案(津村啓介君外四名提出)
アルコール健康障害対策基本法案(内閣委員長提出)

(議案付託)
一、昨二十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号) 厚生労働委員会 付託
特別安全保障秘密の適正な管理に関する法律案(渡辺周君外二名提出、衆法第一号)
情報適正管理委員会設置法案(渡辺周君外二名提出、衆法第二号)

以上二件 国家安全保障に関する特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る十九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の締結について承認を求めるの件
障害者の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件
産業競争力強化法案
持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案

一、去る十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

特別安全保障秘密の適正な管理に関する法律案
(渡辺周君外二名提出)
情報適正管理委員会設置法案(渡辺周君外二名提出)
公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(渡辺周君外二名提出)

国会法の一部を改正する法律案(渡辺周君外二名提出)
(議案通知書受領)

一、昨二十日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律案

一、昨二十日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案(第百八十三回国会内閣提出、本院継続審査)

薬事法等の一部を改正する法律案(第百八十三回国会内閣提出、本院継続審査)

再生医療等の安全性の確保等に関する法律案(第百八十三回国会内閣提出、本院継続審査)

(質問書提出)

一、昨二十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

「振り込め詐欺」に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)

(答弁書受領)

一、去る十九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木貴子君提出北方四島への邦人の入域に係る閣議了解に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出北方領土における日口共同経済活動に対する安倍晋三内閣の見解に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出「竹島の日」に対する安倍晋三内閣の認識等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出竹島問題解決に向けた政府内閣の整備に対する安倍晋三内閣の取り組み等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出医師による長期処方の是非にかかる厚生労働大臣答弁に関する質問に対する答弁書

平成二十五年十一月十一日提出
質 問 第 六 一 号

北方四島への邦人の入域に係る閣議了解に関する再質問主意書

提出者 鈴木 貴子

北方四島への邦人の入域に係る閣議了解に関する再質問主意書

一九八九年九月十九日、政府は、当時のソビエト連邦のビザ発給を受ける形で北方四島へ入域することを自粛するよう、邦人に要請する閣議了解を決定している。その後も、右了解を基にして、一九九一年十月二十九日、一九九八年四月十七日、一九九九年九月十日にも同趣旨の閣議了解を決定している(以下、「閣議了解」という)。

右と「前回答弁書」(内閣衆質一八五第一五号)を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、「閣議了解」は既に形骸化し、邦人がロシア政府により発給されたビザを受けて北方四島に入域することを抑止するものとは、既になつていないのではないかと問うたが、「前回答弁書」では何ら明確な答弁がなされていない。「前回答弁書」では「政府としては、御指摘の閣議了解に基づいて、北方領土への入域については、北方領土問題の解決までの間、これを行わないよう、国民の理解と協力を要請してきており、これまで基本的に理解と協力を得られているものと認識している。」との答弁がなされているが、当方は「閣議了解」に対する国民の理解、協力を問うていないのではない。

「閣議了解」は既に形骸化し、邦人がロシア政府により発給されたビザを受けて北方四島に入域することを抑止するものとは、既になつていないのではない。政府の認識を再度問う。

二 「閣議了解」が出来た当時は旧ソ連邦が存在し、ソ連側としても北方領土問題の存在を認めていなかった時期であつたと承知するが、確認を求める。

三 現時点において、我が国とロシアの間では、

北方領土は日口両国の係争地域であり、この問題は話し合いで解決する旨の合意がなされ、いくつもの両国首脳による声明、宣言がつくられてきたと承知するが、確認を求める。

四 北方領土問題を巡る日口両国の関係は、二と三の時期では明確な違いがあると考えるが、政府の認識如何。

五 北方領土は我が国固有の領土であると承知するが、政府の見解如何。

六 「閣議了解」が最初につくられた時期と現時点での、北方領土問題を巡る日口両国の関係が劇的に変化していること、日口両国の間で、北方領土問題の存在が明確に認められ、話し合いで解決することの合意がなされて久しいこと、更には、「閣議了解」が既に形骸化し、邦人がロシア政府により発給されたビザを受けて北方四島に入域することを抑止するものとはなつていないこと、そして何より、北方領土が我が国固有の領土であること等を考えても、「閣議了解」を発展的に解消するという認識を持つて、邦人がより積極的に北方領土に入域できる仕組みをつくり、同地域の「非日本化」を止めることを実践すべきではないのか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一八五第六一号
平成二十五年十一月十九日

衆議院議長 伊吹 文明殿
衆議院議員鈴木貴子君提出北方四島への邦人の入域に係る閣議了解に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

官 報 (号 外)

(別紙)

衆議院議員鈴木貴子君提出北方四島への邦人の入域に係る閣議了解に関する再質問に対する答弁書

一及び六について

先の答弁書(平成二十五年十月二十九日内閣衆質一八五第一五号)三から五までについてでお答えしたとおりである。

二について

昭和四十八年に行われた日ソ首脳会談の結果、北方領土問題が平和条約の締結によって解決されるべき戦後の未解決の問題であることが確認されており、また、平成三年四月十八日には、「歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の帰属についての双方の立場を考慮しつつ領土画定の問題を含む日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約の作成と締結に関する諸問題の全体について詳細かつ徹底的な話し合いを行った。」との記述を含む日ソ共同声明が署名されている。

三について

日露首脳間において、本年四月二十九日の「日露パートナーシップの発展に関する日本国総理大臣とロシア連邦大統領の共同声明」等が採択されている。

四について

お尋ねの「北方領土問題を巡る日ロ両国の関係」が何を指すのか必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、北方領土問題が未解決であるために我が国とロシア連邦との間で平和条約が締結されていないことには変わりはない。

五について

択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の北方四島は、我が国固有の領土である。

平成二十五年十一月十一日提出
質問 第六二一号

北方領土における日ロ共同経済活動に対する安倍晋三内閣の見解に関する再質問主意書
提出者 鈴木 貴子

北方領土における日ロ共同経済活動に対する安倍晋三内閣の見解に関する再質問主意書

二〇一一年二月十一日、モスクワを訪問した当時の前原誠司外務大臣は、ロシアのラブロフ外務大臣と会談した際、我が国の主権を害さない形で、北方四島における日ロ両国による共同経済活動(以下、「経済協力」という。)を行うことを、ラブロフ大臣に提唱をした。その後、その実現方に向け、我が国外務省職員を督励する旨の発言もされていた。

右と「前回答弁書」(内閣衆質一八五第一六号)を踏まえ、再質問する。

一 ロシア政府は二〇〇七年来、「南クリル社会経済発展計画」に基づいて、毎年猛烈な勢いで北方四島におけるインフラ整備等を進めている。安倍晋三内閣総理大臣として、同計画開始後、インフラ整備状況等、北方四島の経済状況がどのように変化してきたかを正確に把握しているか。

二 現在北方四島において、ロシアによる実効支配が強化され、四島の「非日本化」が年々進み、

我が国のプレゼンスは低下する一方であると考え、安倍総理の見解如何。

三 「前回答弁書」で政府は、「ロシア側において北方四島のいわゆる『非日本化』を進める動きがある」と認識している。」と答弁している。右の「北方四島のいわゆる『非日本化』」はどの程度進んでいると政府は認識しているか。

四 本年九月十九日から二十三日にかけて、山本一太北方担当大臣が国後島、択捉島を訪問した。根室市に帰港後、山本大臣は、ロシア政府により両島はじめ北方四島の開発が進められていることに対し、「一喜一憂せず、現状を冷静に受け止めるべきだ」と述べている。右発言から、ロシア政府による四島の「非日本化」への危機感が山本大臣には希薄であることが感じられるところ、前回質問主意書で安倍総理の見解を求めたが、「前回答弁書」では何も触れられていない。山本大臣は、ロシア政府による四島の「非日本化」に十分な危機感を有しているか、安倍総理の見解を再度問う。

五 前回質問主意書で、「経済協力」に対する安倍総理の見解を問うたが、「前回答弁書」では明確な答弁がなされていない。我が国の法的立場を害さない形で「経済協力」が実行できれば、北方領土の「非日本化」が進み、ロシアによる実効支配が強化されている現状を変え、我が国の存在感を示していく上で大いに有効であると考え、安倍総理の見解を再度問う。

六 「前回答弁書」では、「経済協力」に関して、「北方四島における共同経済活動については、我が国の法的立場を害さないという前提で議論

することとしているが、お尋ねについては、ロシア側との今後の調整次第であり、現時点でお答えすることは困難である。」との答弁がなされている。右答弁には「議論することとしている」とあるが、実際に日ロ双方でどのような議論がなされているのか、可能な範囲で説明された。

七 平成十年二月に日ロ間で、北方四島周辺水域における日本漁船の操業枠組みに関する協定、いわゆる安全操業協定(以下、「安全操業協定」という。)が締結されたが、右は日ロ間の係争地域である北方四島の周辺海域において、両国の主権をいわずに棚上げにする形で、北海道と北方四島の中間線を「国境」と見なし、日ロの漁民が安全に漁業に従事できるよう取り決めたものであると承知するが、「安全操業協定」について改めて説明されたい。

八 「経済協力」は実現方に向け様々な困難が伴うとの指摘もなされているが、「安全操業協定」のように、海で出来ることは陸でも実現可能であると考え、「経済協力」実現に向け、安倍総理として我が国外務省のロシア担当者を督励し、実現方に向けて積極的に動く考えはあるか。「前回答弁書」では、右について明確な答弁はなく、「ロシア側との今後の調整次第」という消極的な答弁がなされているのみである。安倍総理として、自身の内閣において「経済協力」を実現させるという意欲があるのかないのか、明確な答弁を求める。右質問する。

内閣衆質一八五第六二号

平成二十五年十一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出北方領土における日口共同経済活動に対する安倍晋三内閣の見解に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出北方領土における日口共同経済活動に対する安倍晋三内閣の見解に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十五年十月二十九日内閣衆質一八五第一六号。以下「前回答弁書」という。)一についてでお答えしたとおりである。

二について

お尋ねについては、前回答弁書二についてでお答えしたとおりである。

三について

お尋ねについてお答えすることは、政府の情報収集の内容等について明らかにすることになり、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあることから、差し控えたい。

四について

お尋ねについては、ロシア側において北方四島のいわゆる「非日本化」を進める動きがあるという認識を踏まえた発言であると承知している。

五及び八について

お尋ねについては、前回答弁書三及び四についてでお答えしたとおりである。

六について

お尋ねについて、外交上の個別のやり取りに係る詳細について明らかにすることは、相手国との関係もあり差し控えたい。

七について

平成十年二月二十一日に署名された「日本国政府とロシア連邦政府との間の海洋生物資源についての操業の分野における協力の若干の事項に関する協定」では、「この協定、この協定に従って行われる活動及びこの協定の実施のための措置並びにこれらに関連するいかなる活動及び措置も、相互の関係における諸問題についてのいずれの政府の立場及び見解をも害するものとみなしてはならない。」と規定されている。同協定は、北方領土問題に関する我が国の立場を損なわないことを前提として、同協定に規定する水域における我が国漁船による商業的基礎に基づく暫定的な性格を有する操業等の態様を定めている。

平成二十五年十一月十一日提出
質 問 第 六 三 号

「竹島の日」に対する安倍晋三内閣の認識等に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

「竹島の日」に対する安倍晋三内閣の認識等に関する質問主意書

一 北方領土に関しては、政府は二月七日を「北方領土の日」とし、主催、共催、または後援等様々な形で種々式典を行うことに関与している

と承知する。「北方領土の日」制定に至った経緯

はじめ、それに対する政府の関与、政府の各種式典の関与のあり方等、詳細を説明されたい。

二 竹島に関しては、二〇〇五年に島根県が二月二十二日を「竹島の日」とする条例を制定したものの、政府としては島根県独自の取り組みとして何ら積極的な関与、協力をしておらず、毎年島根県で開催されている「竹島の日」の記念行事においても、政府からの出席者はおらず、代理の者も立えず、祝電、メッセージを送ることもしてこなかった。本年の島根県での式典には、島尻安伊子内閣府政務官が出席し、初めて政府関係者が出席することとなったものの、「北方領土の日」の式典に対する政府の取り組みとは依然大きな隔たりが残されているが、右はなぜか説明されたい。

三 安倍内閣として、二月七日の北方領土返還要求大会と同様に、二月二十二日を「竹島の日」に制定し、内閣総理大臣や外務大臣等関係閣僚、政府関係者が出席するといった、政府による積極的な関与をもつて竹島返還要求大会なる式典を開催する考えはあるか。

右質問する。

内閣衆質一八五第六三号

平成二十五年十一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出「竹島の日」に対する安倍晋三内閣の認識等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出「竹島の日」に対する安倍晋三内閣の認識等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「北方領土の日」は、昭和五十五年十一月二十八日の衆議院及び参議院における北方領土問題等の解決促進に関する決議等を受け、北方領土問題に対する国民の関心と理解を更に深め、全国的な北方領土返還運動の一層の推進を図るために、昭和五十六年一月六日の閣議了解により、毎年二月七日を期日として定めたものである。

また、毎年同日には北方領土返還要求全国大会(以下「大会」という。)が開催されており、内閣府は、大会を主催する大会実行委員会の構成団体として、当該行事の実施に必要な業務を行っているところである。

さらに、同日に北海道根室市で開催される「北方領土の日」根室管内住民大会のほか、全国各地で開催される各種式典等に対して、内閣府において後援名義の使用を承認しているところである。

二及び三について

北方領土問題と竹島問題についての政府の取組については、それぞれの領土問題をめぐる経緯及び状況等が異なることから、これらを単純に比較することは困難であるが、政府としては、お尋ねの「竹島の日」への対応も、諸般の情勢を踏まえて、適切に対応してまいりたい。

平成二十五年十一月十一日提出
質 問 第 六 四 号

竹島問題解決に向けた政府部内の整備に対する安倍晋三内閣の取り組み等に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

竹島問題解決に向けた政府部内の整備に対する安倍晋三内閣の取り組み等に関する質問主意書

一 北方領土問題に関しては、北方対策担当大臣という担当大臣があり、政府部内においても北方対策本部という専門部署が設定されている。一方で竹島に関しては、右大臣、部署と同趣旨の、竹島問題を担当する大臣、専門に扱う部署はなかったと承知する。北方領土と竹島、我が固有の領土である二つの領土に対する政府部内の態勢がかくも異なってきたのはなぜか説明されたい。

二 本年二月五日、内閣官房に「領土・主権対策企画調整室」という部署が新たに設けられたが、右につき、その設置目的、使命等、詳細を説明されたい。

三 二の調整室が設定されてから今日まで、右は具体的にどのような職務を果たし、我が国の利益にどのように貢献してきているのか、詳細に説明されたい。

四 二の調整室を設置するのでなく、北方領土問題に対するのと同様に、竹島問題に対しても、竹島担当大臣を置き、竹島対策本部等、竹島問題の解決を担う専門部署を設置するべきではないのか。安倍晋三内閣の見解如何。右質問する。

内閣衆質一八五第六四号

平成二十五年十一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出竹島問題解決に向けた政府部内の整備に対する安倍晋三内閣の取り組み等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出竹島問題解決に向けた政府部内の整備に対する安倍晋三内閣の取り組み等に関する質問に対する答弁書

一 について
北方領土問題と竹島問題についての政府の取組については、それぞれの領土問題をめぐる経緯及び状況等が異なることから、これらを単純に比較することは困難である。

二 について
領土・主権対策企画調整室は、我が国の領土・主権に関する国民世論の啓発等に係る企画及び立案並びに総合調整を行うために設置したものである。

三 について
領土・主権対策企画調整室は、これまで、海洋政策・領土問題担当大臣の下に開催する「領土・主権をめぐる内外発信に関する有識者懇談会」の庶務を処理するとともに、当該懇談会の報告書（平成二十五年七月二日）を踏まえ、関係府省との連携の下、領土・主権に関する我が国の立場及び考え方についての国内外における正確な理解の浸透に資する取組を進めてきたところである。

四 について

現在、お尋ねの大臣、部署は置かれていない

が、政府としては、引き続き、竹島問題に関する我が国の立場を主張し、同問題の平和的解決を図る上で、有効な方策を不断に検討していく考えである。

平成二十五年十一月十一日提出
質 問 第 六 五 号

医師による長期処方のは非にかかる厚生労働大臣答弁に関する質問主意書

提出者 柚木 道義

医師による長期処方のは非にかかる厚生労働大臣答弁に関する質問主意書

処方せんの医薬品の処方期間については、平成十四年度から段階的に延長がはかられるようになり、現在では九十日以上処方も可能となっている。ただし、長期処方には患者の状態が急変するリスクや安定した服薬コンプライアンスが確保される必要があり、その前提条件として、医師が患者の状態を医学的に評価し、長期処方に耐える状態であるという高度な専門的な判断を必要とされる。したがって医療現場においても、医師が患者の要望並びに状態等に応じて適切な判断をされているものと理解するところである。

しかしながら、平成二十五年十一月一日に開催された中央社会保険医療協議会の議論のなかで、この長期処方問題を問題視する声があり、厚生労働省保険局総務課長も「長期投与と多剤併用について議論する場をもうけさせていただく」と応じたと聞く。これは、高度な医療的な判断について、医師以外の専門職、支払い側、行政機関などが同席する中央社会保険医療協議会という場にて議論をするということにつながり、医師による医師の判断、つまり医師の裁量権の範囲にまで立ち入る前例になるのではないかと危惧するところである。

医師が適切に判断した長期処方については、本質的には医師の裁量権の問題である。医師が患者の状態をみて長期処方が可能ということで長期処方を行っているものについて、同じ医師が医療的に妥当ではない長期処方があると自戒の念をこめて指摘している中央社会保険医療協議会の議論は、非常に高潔な精神にみちていると考える。しかしながら、今回の長期処方の適否の判断については、本質的には専門家たる医師の見解の相違であって、医師による自律的な判断にゆだねるべき問題と考える。利害関係者が一堂に会している中央社会保険医療協議会という場で議論するのは、職業の自律に対する冒涇とまでは評しえないとしても、いささか行き過ぎではないかと強く危惧するものである。

仮に、患者の求めに応じて漫然と長期処方をしていく医師が存在するとなれば、これは職業としての医師の尊厳に反する行為であり、ヒポクラテス以来の医師の自律を尊重するのであれば、行政機関等が口をはさむべき問題ではなく、職能集団としての医師の話し合いのなかで解決していくような道筋を考えるべきであるところであるが政府の見解如何。

また、これまで、医薬品の多剤併用問題や向精神薬の使用につき、保険者機能などを強化し、積極的に処方内容に介入するべきであるとの主張を繰り返す度に、政府は、「医師の診療行為については『医師の裁量権』の範疇にあり、積極的に介入するべきでない。」という主張を繰り返してきた。しかし、今回のような「長期処方」の適正化について行政機関等からの積極的な介入が認められるよ

うになるとなれば、これは、医師の裁量権に積極的に介入する前例をつくることとなる。今後も医師の裁量権に属する諸問題について中央社会保険医療協議会等で議論するのを慣例とするということなのかどうかにつき政府の見解を求めるとともに、これからは、医師の裁量権にある事項についても、医療費適正化の観点から例外なく議論の俎上にあげるといふ国家の意志のあらわれなのかどうかにつき政府の見解如何。

併せて平成二十五年十一月八日の衆議院厚生労働委員会における厚生労働大臣の答弁において、「中医協においてご議論頂く。」という趣旨の答弁につき、職業の自律という観点からそのご心意を明示いただきたい。

右質問する。

内閣衆質一八五第六五号

平成二十五年十一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員柚木道義君提出医師による長期処方の是非にかかると厚生労働大臣答弁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員柚木道義君提出医師による長期

処方の是非にかかると厚生労働大臣答弁に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「職能集団としての医師の話し合いのなかで解決していくような道筋」、「医師の裁量権に属する諸問題」、「医師の裁量権にある事項」及び「職業の自律という観点」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、患者に

適切な医療が提供されることが重要であり、御指摘の長期処方については、中央社会保険医療協議会等における議論を踏まえ、適切に対応してまいりたい。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

国会に提出する。

平成二十五年四月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法

第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の

入港禁止の実施につき承認を求めるの件

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法(平

成十六年法律第百二十五号。以下「法」という。)

第三条第三項の規定により閣議決定された「特定

船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特

定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更に

ついて(平成二十五年四月五日閣議決定)に基づ

き別紙のとおり行入港禁止の実施につき、法第五

条第一項の規定に基づいて国会の承認を求める。

別紙

一 入港禁止の理由

平成十八年十月九日、北朝鮮により核実験を実施した旨の発表がなされた。北朝鮮が同年七月五日に弾道ミサイルを発射したことに加え、核実験を実施したとされていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威である。これは核兵器不拡

散条約(NPT)体制に対する重大な挑戦であり、また、日朝平壤宣言及び六者会合の共同声明のみならず、国際連合安全保障理事会決議第一六九五号及び同年十月七日の国際連合安全保障理事会議長声明にも違反するものである。その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、法第三条第一項に基づき、三に掲げる特定船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

二 特定の外国

北朝鮮

三 特定船舶

北朝鮮船舶の全ての船舶

四 入港禁止の期間

平成十八年十月十四日から平成二十七年四月十三日までの間。ただし、万景峰九二号北朝鮮船舶(貨客船)については、平成十八年十月十三日から平成二十七年四月十三日までの間。

五 法第二条第二項第二号の船舶を特定船舶とする場合にあっては、同号に規定する日

なし

六 法第六条第一項の規定により特定船舶を出港させなければならない期日

平成十八年十月十四日

七 その他入港禁止の実施に必要な事項

なお、必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行に支障を及ぼさないようにする。

理由

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第三条第三項の規定により閣議決定された「特定船舶

の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更にについてに基づく入港禁止の実施につき、同法第五条第一項の規定に基づいて国会の承認を求める必要があるからである。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(内閣提出、第百八十三回国会承認第四号)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

本件は、平成十八年十月十四日から北朝鮮船舶の全ての船舶の入港を禁止することとする同年十月十三日の閣議決定等により変更された同年七月五日の閣議決定について、その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、平成二十五年四月五日に入港禁止の期間を平成二十七年四月十三日まで二年延長する変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

本件は、我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため、特定船舶の入港禁止を実施する措置として妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十五年十一月二十日

国土交通委員長 梶山 弘志

衆議院議長 伊吹 文明殿

民法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十五年十一月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

民法の一部を改正する法律

民法明治二十九年法律第八十九号の一部を次のように改正する。

第九百条第四号ただし書中「嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一としを削る。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の第九百条の規定は、平成二十五年九月五日以後に開始した相続について適用する。

理 由

民法の規定中嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分の二分の一とする部分は憲法違反であるとの最高裁判所決定があったことに鑑み、当該部分を削除する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

民法の一部を改正する法律案(内閣提出)に

関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、民法の規定中、嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分の二分の一とする部分は憲法違反であるとの最高裁判所大法廷の決

定があったことに鑑み、当該部分を削除し、嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分と同等としようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行するものとし、改正後の民法第九百条の規定は、平成二十五年九月五日以後に開始した相続について適用するものとしている。

二 議案の可決理由

本案は、民法の規定中、最高裁判所大法廷の決定で憲法違反とされた部分を削除しようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、民主党・無所属クラブ及びみんなの党から修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

右報告する。

平成二十五年十一月二十日

法務委員長 江崎 鐵磨

衆議院議長 伊吹 文明殿

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する

法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十五年五月二十四日

内閣総理大臣臨時代理 麻生 太郎
国 務 大 臣

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十条の二十二」を「第七十条の十二」に改める。

第七十条の二第六項中「第五十条第六項」を「第六十二条第四項」に、「第四十九条第五項」を「第五十条第一項」に改め、同条第七項各号中「さかのぼり」を「遡り」に、「第五十一条第二項の規定による審決」を「第六十三条第二項の規定による決定」に改め、同条第二十四項中「第五十一条第二項の規定による審決」を「第六十三条第二項の規定による決定」に改める。

第八十条の二第三項中「及び第五十九条第二項」を削る。

第十條第九項中「すべて」を「全て」に、「第四十九條第五項」を「第五十條第一項」に改める。

第二十條の二中「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同条ただし書中「第五十一条第二項の規定による審決」を「第六十三条第二項の規定による決定」に改め、同条第一号中「さかのぼり」を「遡り」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十六条第四項の規定による審決(原処分)の全部を取り消す場合における第二條第九項第一号に係るものに限る。次号において同じ。」を受けたことがある者(当該審決が確定している場合に限る。次号において同じ。)」を削り、同条第二号中「さかのぼり」を「遡り」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十六条第四項の規定による審決(原処分)の全部を取り消す場合における第二條第九項第一号に係るものに限る。次号において同じ。」を受けたことがある者(当該審決が確定している場合に限る。次号において同じ。)」を削る。

第二十條の三「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同条ただし書中「第五十一条第二項の規定による審決」を「第六十三条第二項の規定による決定」に改め、同条第一号中「さかのぼり」を「遡り」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十六条第四項の規定による審決(原処分)の全部を取り消す場合における第二條第九項第一号に係るものに限る。次号において同じ。」を受けたことがある者(当該審決が確定している場合に限る。次号において同じ。)」を削り、同条第二号中「さかのぼり」を「遡り」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十六条第四項の規定による審決(原処分)の全部を取り消す場合における第二條第九項第一号に係るものに限る。次号において同じ。」を受けたことがある者(当該審決が確定している場合に限る。次号において同じ。)」を削る。

第二十條の四「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同条ただし書中「第五十一条第二項の規定による審決」を「第六十三条第二項の規定による決定」に改め、同条第一号中「さかのぼり」を「遡り」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十六条第四項の規定による審決(原処分)の全部を取り消す場合における第二條第九項第一号に係るものに限る。次号において同じ。」を受けたことがある者(当該審決が確定している場合に限る。次号において同じ。)」を削る。

消す場合における第二條第九項第二号に係るものに限る。次号において同じ。を受けたことがある者(当該審決が確定している場合に限る。次号において同じ。)」を削り、同条第二号中「さかのぼり」を「遡り」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十六条第四項の規定による審決を受けたことがある者」を削る。

第二十條の五「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同条ただし書中「第五十一条第二項の規定による審決」を「第六十三条第二項の規定による決定」に改め、同条第一号中「さかのぼり」を「遡り」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十六条第四項の規定による審決(原処分)の全部を取り消す場合における第二條第九項第一号に係るものに限る。次号において同じ。」を受けたことがある者(当該審決が確定している場合に限る。次号において同じ。)」を削り、同条第二号中「さかのぼり」を「遡り」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十六条第四項の規定による審決(原処分)の全部を取り消す場合における第二條第九項第一号に係るものに限る。次号において同じ。」を受けたことがある者(当該審決が確定している場合に限る。次号において同じ。)」を削る。

第二十條の六「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同条ただし書中「第五十一条第二項の規定による審決」を「第六十三条第二項の規定による決定」に改め、同条第一号中「さかのぼり」を「遡り」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十六条第四項の規定による審決(原処分)の全部を取り消す場合における第二條第九項第一号に係るものに限る。次号において同じ。」を受けたことがある者(当該審決が確定している場合に限る。次号において同じ。)」を削り、同条第二号中「さかのぼり」を「遡り」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十六条第四項の規定による審決(原処分)の全部を取り消す場合における第二條第九項第一号に係るものに限る。次号において同じ。」を受けたことがある者(当該審決が確定している場合に限る。次号において同じ。)」を削る。

第二十條の七中「第五十一條第二項の規定による審決を」第六十三條第二項の規定による決定に改める。

第二十六條第一項中「第四十九條第一項」を「第四十九條」に、「第五十條第一項」を「第六十二條第一項」に改め、「又は第六十六條第四項の審決」及び「これを削り、同条第二項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は審決」を削る。

第三十五條第三項中「第五十六條第一項の規定により、公正取引委員会が審判官を指定して行わせることとした事務を除く。」を削り、同条第七項から第九項までを削る。

第五十二條から第六十三條までを削る。

第五十一條第一項中「及び第三項」を削り、「審決を」決定に改め、同条第二項中「審決を決定」に改め、同条第三項を次のように改める。

前二項の規定による決定は、文書によつて行い、決定書には、公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用を記載し、委員長及び第六十五條第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならぬ。

第五十一條第四項中「前三項」を「第一項及び第二項」に、「第七十條の九第三項」を「第六十九條第二項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

第一項及び第二項の規定による決定は、その名宛人に決定書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

第五十一條を第六十三條とする。

第五十條第一項中「これを」を削り、「及びその計算の基礎」を「課徴金の計算の基礎及び」に、「第六十九條第一項」を「第六十五條第一項」に改

め、同条第三項中「三月」を「七月」に改め、同条第四項を次のように改める。

第四十九條から第六十條までの規定は、納付命令について準用する。この場合において、第五十條第一項第一号中「予定される排除措置命令の内容」とあるのは「納付を命じようとする課徴金の額」と、同項第二号中「公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用」とあり、及び第五十二條第一項中「公正取引委員会の認定した事実」とあるのは「課徴金の計算の基礎及び課徴金に係る違反行為」と、第五十四條第一項中「予定される排除措置命令の内容、公正取引委員会の認定した事実及び第五十二條第一項に規定する証拠のうち主要なもの並びに公正取引委員会の認定した事実に対する法令の適用」とあるのは「納付を命じようとする課徴金の額、課徴金の計算の基礎及び課徴金に係る違反行為並びに第六十二條第四項の規定により読み替へて準用する第五十二條第一項に規定する証拠のうち主要なもの」と読み替へるものとする。

第五十條第五項及び第六項を削り、同条を第六十二條とする。

第四十九條第一項中「第七條第一項若しくは第二項（第八條の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。）、第八條の二第二項若しくは第三項、第十七條の二又は第二十条第一項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を排除措置命令」に改め、「これを」を削り、「第六十九條第一項」を「第六十五條第一項」に改め、同条第三項から第七項までを削り、同条を第六十一条とする。

第四十八條の次に次の十二條を加える。

第四十九條 公正取引委員会は、第七條第一項若しくは第二項（第八條の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。）、第八條の二第二項若しくは第三項、第十七條の二又は第二十条第一項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）をしようとするときは、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について、意見聴取を行わなければならない。

第五十條 公正取引委員会は、前条の意見聴取を行うに当たつては、意見聴取を行うべき期日までに相当な期間において、排除措置命令の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される排除措置命令の内容
二 公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用

三 意見聴取の期日及び場所

四 意見聴取に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

一 意見聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠を提出し、又は意見聴取の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠を提出することができること。

二 意見聴取が終結する時までの間、第五十二條の規定による証拠の閲覧又は謄写を要求することができること。

第五十一條 前条第一項の規定による通知を受けた者（以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

代理人は、各自、当事者のために、意見聴取に関する一切の行為をすることができ

第五十二條 当事者は、第五十條第一項の規定による通知があつた時から意見聴取が終結する時までの間、公正取引委員会に対し、当該意見聴取に係る事件について公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠の閲覧又は謄写（謄写については、当該証拠のうち、当該当事者若しくはその従業員が提出したもの又は当該当事者若しくはその従業員の供述を録取したものとして公正取引委員会規則で定めるものの謄写に限る。以下この条において同じ。）を要求することができる。この場合において、公正取引委員会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は謄写を拒むことができない。

前項の規定は、当事者が、意見聴取の進行に応じて必要となつた証拠の閲覧又は謄写を更に求めることを妨げない。

公正取引委員会は、前二項の閲覧又は謄写について日時及び場所を指定することができる。

第五十三條 意見聴取は、公正取引委員会が事件ごとに指定するその職員（以下「指定職員」という。）が主宰する。

公正取引委員会は、前項に規定する事件について審査官の職務を行つたことのある職員その他の当該事件の調査に関する事務に従事したところのある職員を意見聴取を主宰する職員として指定することができる。

第五十四條 指定職員は、最初の意見聴取の期日の冒頭において、当該意見聴取に係る事件について第四十七條第二項の規定により指定された審査官その他の当該事件の調査に関する事務に従事した職員（次項及び第三項並びに第五十六條第一項において「審査官等」という。）に、予定

される排除措置命令の内容、公正取引委員会の認定した事実及び第五十二条第一項に規定する証拠のうち主要なもの並びに公正取引委員会の認定した事実に対する法令の適用を意見聴取の期日に出頭した当事者に対し説明させなければならない。

当事者は、意見聴取の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠を提出し、並びに指定職員の許可を得て審査官等に対し質問を発することが出来る。

指定職員は、意見聴取の期日において必要があると認めるときは、当事者に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠の提出を促し、又は審査官等に対し説明を求めることができる。意見聴取の期日における意見聴取は、公開しない。

第五十五条 当事者は、意見聴取の期日への出頭に代えて、指定職員に対し、意見聴取の期日までに陳述書及び証拠を提出することができる。

第五十六条 指定職員は、意見聴取の期日における当事者による意見陳述、証拠提出及び質問並びに審査官等による説明(第五十八条第一項及び第二項において「当事者による意見陳述等」という。)の結果、なお意見聴取を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

前項の場合においては、当事者に対し、あらかじめ、次回の意見聴取の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、意見聴取の期日に出頭した当事者に対しては、当該意見聴取の期日においてこれを告知すれば足りる。

第五十七条 指定職員は、当事者が正当な理由な

く意見聴取の期日に出頭せず、かつ、第五十五条に規定する陳述書又は証拠を提出しない場合には、当該当事者に対し改めて意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えることなく、意見聴取を終結することができる。

指定職員は、前項に規定する場合のほか、当事者が意見聴取の期日に出頭せず、かつ、第五十五条に規定する陳述書又は証拠を提出しない場合において、当該当事者の意見聴取の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、当該当事者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠の提出を求め、当該期限が到来したときに意見聴取を終結することができる。

第五十八条 指定職員は、意見聴取の期日における当事者による意見陳述等の経過を記載した調査書を作成し、当該調査書において、第五十条第一項第一号及び第二号に掲げる事項に対する当事者の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

前項に規定する調査書は、意見聴取の期日における当事者による意見陳述等が行われた場合には各期日ごとに、当該当事者による意見陳述等が行われなかつた場合には意見聴取の終結後速やかに作成しなければならない。

第一項に規定する調査書には、提出された証拠(第五十五条の規定により陳述書及び証拠が提出されたときは、提出された陳述書及び証拠)を添付しなければならない。

指定職員は、意見聴取の終結後速やかに、当該意見聴取に係る事件の論点を整理し、当該整理された論点を記載した報告書を作成し、第一項に規定する調査書とともに公正取引委員会に提出しなければならない。

当事者は、第一項に規定する調査書及び前項に規定する報告書の閲覧を求めることができる。

第五十九条 公正取引委員会は、意見聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、指定職員に対し、前条第四項の規定により提出された報告書を返戻して意見聴取の再開を命ずることができる。

第五十六条第二項本文の規定は、前項の場合について準用する。

第六十条 公正取引委員会は、排除措置命令に係る議決をするときは、第五十八条第一項に規定する調査書及び同条第四項に規定する報告書の内容を十分に参酌してしなければならない。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条 第八条の四第一項の規定による命令(以下「競争回復措置命令」という。)は、文書によつて行い、競争回復措置命令書には、独占的状态に係る商品又は役務について競争を回復させるために必要な措置並びに公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用を示し、委員長及び次条第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。

競争回復措置命令は、その名宛人に競争回復措置命令書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

競争回復措置命令は、確定しなければ執行することができない。

第四十九条から第六十条までの規定は、競争回復措置命令について準用する。

公正取引委員会は、前項において準用する第五十条第一項の規定による通知をしようとするときは、当該事業者の営む事業に係る主務大臣

に協議し、かつ、公聴会を開いて一般の意見を求めなければならない。

第六十五条から第六十八条までを削る。

第六十九条第一項中「審決」を「競争回復措置命令並びにこの節の規定による決定(第七十条第二項に規定する支払決定を除く。以下同じ。)」に改め、同条第二項中「これを」とついでに改め、同条第三項中「第八条の四第一項の措置を命ずる審決」を「競争回復措置命令」に改め、同条を第六十五条とする。

第七十条中「これを」を削り、同条を第六十六条とする。

第七十条の二から第七十条の四までを削り、第七十条の五を第六十七条とする。

第七十条の六及び第七十条の七を削る。

第七十条の八中「(第四十九条第七項又は第五十二条第五項の規定により確定したものに限り。)」又は第六十六条第一項から第三項までの審決(原処分の全部を取り消す審決を除く。若しくは第六十五条若しくは第六十七条第一項の規定による審決をした)を「をした後又は競争回復措置命令が確定した」に改め、「又は審決」を削り、「命じ、又は維持した」を「命じた」に改め、同条を第六十八条とする。

第七十条の九第三項中「課徴金をその納期限までに納付しない者があるときは、納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ、当該」を「前項の規定による督促をしたときは、その督促に係る」に、「(当該課徴金に係る納付命令について審判請求がされたときは、当該審判請求に対する審決書の謄本の送達の日までは年七・二五パーセントを超えない範囲内において政令で定める割合)」を「で、納期限の翌日からその納付の日までの

日数により」に改め、同条第五項中「又は第二項」を削り、「これ」を「その督促に係る課徴金及び第二項に規定する延滞金」に改め、同条第二項を削り、同条を第六十九条とする。

第七十条の十第一項中「第五十一条第四項又は次項」を「第六十三条第五項」に改め、同条第三項中「第一項の金額を還付する場合には」を「前項の金額を還付する場合には」に改め、「前項の金額を還付する場合には当該金額の納付があつた日の翌日から、それぞれ」を削り、同条第四項中「前条第三項ただし書及び第四項」を「前条第二項ただし書及び第三項」に改め、同条第二項を削り、同条を第七十条とする。

第七十条の十一第一項中「審決」を「決定」に改め、同条第二項中「これ」を「ついで」に改め、同条に次の一項を加える。

第六十三条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による決定について準用する。

第七十条の十一を第七十条の二とする。

第七十条の十二第一項中「審判手続を経て、審決」を「決定」に改め、同項後段を削り、同条第二項中「第六十五条若しくは第六十七条第一項の規定による審決」を「競争回復措置命令」に、「審決」を「決定」に改め、同項ただし書中「被審人」を「排除措置命令又は競争回復措置命令の名宛人」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

第四十九条から第六十条まで並びに第六十三条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による決定について準用する。

第七十条の十二に次の一項を加える。

第六十三条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による決定について準用する。

第七十条の十二を第七十条の三とする。

第七十条の十三第二項を次のように改める。

前項の規定による裁判は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）により行う。

第七十条の十三を第七十条の四とする。

第七十条の十四第一項中「有価証券」の下に「社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。次項において同じ。」を加え、「免かれる」を「免れる」に改め、同条第二項を次のように改める。

前項の規定により供託をした場合において、前条第一項の規定による裁判が確定したときは、裁判所は、公正取引委員会の申立てにより、供託に係る保証金又は有価証券の全部又は一部を没取することができる。

第七十条の十四に次の一項を加える。

前条第二項の規定は、前二項の規定による裁判について準用する。

第七十条の十四を第七十条の五とする。

第七十条の十五を削る。

第七十条の十六を第七十条の六とし、第七十条の十七を第七十条の七とし、第七十条の十八を第七十条の八とする。

第七十条の十九第二項中「第七十条の十七」を「第七十条の七」に改め、同条を第七十条の九とする。

第七十条の二十中「及び審判」を削り、「並びに第七十条の六第一項及び第七十条の十四第一項」を及び第七十条の五第一項に改め、同条を第七十条の十とする。

第七十条の二十一中「及び第七十条の十一第一項」を「競争回復措置命令及び第七十条の二第一項」に、「審決」を「決定」に、「第五十六条第一項」を「この節」に、「審判官」を「指定職員」に改め、同条を第七十条の十一とする。

第七十条の二十二中「及び納付命令」を「納付命令及び競争回復措置命令」に、「審決」を「決定」に、「第五十六条第一項」を「この節」に、「審判官」を「指定職員」に改め、同条を第七十条の十二とする。

第七十三条を次のように改める。

第七十三条 削除

第七十五条中「若しくは第二項又は第五十六条第一項」を「又は第二項」に改める。

第七十六条第二項中「被審人」を「排除措置命令、納付命令及び競争回復措置命令並びに前節の規定による決定（以下「排除措置命令等」という。）の名宛人となるべき者」に改める。

第七十七条を削る。

第七十八条中「公正取引委員会の審決」を「排除措置命令等」に改め、第九章中同条を第七十七条とする。

第七十九条から第八十三条までを削り、第八十三条の二を第七十八条とし、第八十三条の三を第七十九条とし、第八十三条の四を第八十条とし、第八十三条の五を第八十一条とし、第八十三条の六を第八十二条とし、第八十三条の七を第八十三条とする。

第八十四条の四中「刑事訴訟法」の下に「昭和二十三年法律第三十一号」を加える。

第八十五条を次のように改める。

第八十五条 次に掲げる訴訟及び事件は、東京地方裁判所の管轄に専属する。

一 排除措置命令等に係る行政事件訴訟法第三条第一項に規定する抗告訴訟

二 第七十条の四第一項、第七十条の五第一項及び第二項、第九十七条並びに第九十八条に規定する事件

第八十五条の次に次の一条を加える。

第八十五条の二 第二十五条の規定による損害賠償に係る訴訟の第一審の裁判権は、東京地方裁判所に属する。

第八十六条及び第八十七条を次のように改める。

第八十六条 東京地方裁判所は、第八十五条各号に掲げる訴訟及び事件並びに前条に規定する訴訟については、三人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする。

前項の規定にかかわらず、東京地方裁判所は、同項の訴訟及び事件について、五人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体ですることができる。

前項の場合には、判事補は、同時に三人以上合議体に加わり、又は裁判長となることができる。

第八十七条 東京地方裁判所がした第八十五条第一号に掲げる訴訟若しくは第八十五条の二に規定する訴訟についての終局判決に対する控訴又は第八十五条第二号に掲げる事件についての決定に対する抗告が提起された東京高等裁判所においては、当該控訴又は抗告に係る事件について、五人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体ですることができる。

第八十八条中「公正取引委員会の審決」を「排除措置命令等」に改める。

第九十条第三号中「第六十五条若しくは第六十七条第一項の審決」を「競争回復措置命令」に改める。

第九十二条の二を削る。

第九十四条各号中「若しくは第二項又は第五十六条第一項」を「又は第二項」に改める。

第九十四条の二中「次の各号のいずれかに該当する」を「第四十条の規定による処分違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した」に改め、同条各号を削る。

第九十八条中「第七十条の十三第一項」を「第七十条の四第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十五条及び第十六条の規定は、公布の日から施行する。

(施行日前に排除措置命令又は納付命令に係る通知があった場合についての経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に一の違反行為について当該違反行為をした事業者又は事業者団体若しくはその構成事業者、事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合には、当該事業者を含む。附則第七条第一項において同じ。の全部又は一部に対し改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「旧法」という。)第四十九条第五項(旧法第五十条第六項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による通知があった場合における当該違反行為を排除し又は当該違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずる手続、課徴金の納付を命ずる手続、課徴金を徴収し又は還付する手続、審判手続(審判官の指定の手続を含む。次条及び附則第四条において同じ。)、当該審判手続による審決の取消しの訴えに係る手続その他これらに類する手続として公正取引委員会規則で定めるものについては、なお従前の例による。

する手続として公正取引委員会規則で定めるものについては、なお従前の例による。

(施行日前に独占的狀態に係る審判開始決定書の謄本の送達があった場合についての経過措置)

第三条 施行日前に旧法第五十五条第三項の規定による審判開始決定書の謄本の送達があった場合における独占的狀態に係る商品又は役務について競争を回復させるために必要な措置を命ずる手続、審判手続、当該審判手続による審決の取消しの訴えに係る手続その他これらに類する手続として公正取引委員会規則で定めるものについては、なお従前の例による。

(施行日前に認可の取消しに係る審判手続を開始した場合についての経過措置)

第四条 施行日前に旧法第七十条の十二第一項の規定により審判手続を開始した場合における審判手続、当該審判手続による審決の取消しの訴えに係る手続その他これらに類する手続として公正取引委員会規則で定めるものについては、なお従前の例による。

(審決を受けたことがある者に対する納付命令に関する規定の適用関係)

第五条 改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「新法」という。)第七条の二第一項(同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)又は第四項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、同条第一項、第二項又は第四項に規定する違反行為に係る事件についての調査開始日(当該違反行為に係る事件について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は同法第二百一条第一

項に規定する処分が最初に行われた日(当該処分が行われなかったときは、当該事業者が当該違反行為について新法第六十二条第四項において読み替えて準用する新法第五十条第一項の規定による通知(次条において「事前通知」という。)を受けた日)をいう。第三項において同じ。から遡り十年以内に、旧法第五十一条第二項の規定による審決を受けたことがあるときは、当該審決を新法第六十三条第二項の規定による決定とみなして、新法第七条の二第七項及び第九項の規定を適用する。

2 新法第七条の二第二項、第二項又は第四項に規定する違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときは、当該法人が受けた旧法第五十一条第二項の規定による審決を新法第六十三条第二項の規定による決定とみなして、新法第七条の二第二十四項の規定を適用する。

3 新法第七条の二第二項、第二項又は第四項に規定する違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後においてその一若しくは二以上の子会社等(新法第七条の二第十三項第一号に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。)に対して当該違反行為に係る事業の全部を譲渡し、又は当該法人(会社に限る。)が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後においてその一若しくは二以上の子会社等に対して分割により当該違反行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅したときは、当該法人が受けた旧法第五十一条第二項の規定による審決を新法第六十三条第二項の規定による決定とみなして、

新法第七条の二第二十五項の規定を適用する。

第六条 新法第二十条の二の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日から遡り十年以内(当該処分が行われなかったときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以内)に、同法第十九条の規定に違反する行為(同法第二条第九項第一号に該当するものに限る。)について旧法第六十六条第四項の規定による審決(原処分の全部を取り消す場合のものに限り、附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。)を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。)は、当該審決を新法第二十条の二の規定による命令であつて確定しているものとみなす。

2 新法第二十条の三の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日から遡り十年以内(当該処分が行われなかったときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以内)に、同法第十九条の規定に違反する行為(同法第二条第九項第二号に該当するものに限る。)について旧法第六十六条第四項の規定による審決(原処分の全部を取り消す場合のものに限り、附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。)を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。)は、当該審決を新

法第二十条の三の規定による命令であつて確定しているものとみなす。

3 新法第二十条の四の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日から遡り十年以内（当該処分が行われなかったときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以内）に、同法第十九条の規定に違反する行為（同法第二十条第九項第三号に該当するものに限る。）について旧法第六十六条第四項の規定による審決（原処分全部を取り消す場合のものに限り、附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）は、当該審決を新法第二十条の四の規定による命令であつて確定しているものとみなす。

4 新法第二十条の五の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日から遡り十年以内（当該処分が行われなかったときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以内）に、同法第十九条の規定に違反する行為（同法第二十条第九項第四号に該当するものに限る。）について旧法第六十六条第四項の規定による審決（原処分全部を取り消す場合のものに限り、附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）は、当該審決を新

法第二十条の五の規定による命令であつて確定しているものとみなす。

（排除措置命令等が確定した場合における損害賠償に関する訴えに関する経過措置）
第七條 施行日前に確定した旧法第四十九条第一項に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、旧法第五十条第一項に規定する納付命令（旧法第八十一条又は第二号の規定に違反する行為をした事業者団体の構成事業者に対するものを除く。次項において同じ。）又は旧法第六十六条第四項の規定による審決に係る違反行為に係る私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十五条の規定による損害賠償に関する訴えについては、なお従前の例による。）
2 附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後に確定した旧法第四十九条第一項に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、旧法第五十条第一項に規定する納付命令）又は旧法第六十六条第四項の規定による審決に係る違反行為に係る私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十五条の規定による損害賠償に関する訴えについては、なお従前の例による。）

（審判官に関する経過措置）
第八條 附則第二条から第四条までの規定によりなお従前の例によることとされる審判手続に係る事務が終了するまでの間は、新法第三十五条第三項の規定の適用については、同項中「局務」とあるのは、「局務（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）附則第二条から

第四項までの規定によりなお従前の例によることとされる審判官の指定の手続により、公正取引委員会が審判官を指定して行わせることとし（事務を除く。）とする。
2 旧法第三十五条第七項から第九項までの規定は、附則第二条から第四条までの規定によりなお従前の例によることとされる審判手続に係る事務が終了するまでの間は、なおその効力を有する。
（競争を回復させるために必要な措置を命ずる審決に関する規定の適用関係）
第九條 旧法第六十五条又は第六十七条第一項の規定による審決（当該審決が確定した場合に限る。）については、新法第六十四条第一項に規定する競争回復措置命令であつて確定したものとみなして、新法第六十八条及び第七十条の第三項の規定を適用する。
2 旧法第六十五条又は第六十七条第一項の規定による審決（附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第六十五条又は同項の規定による審決を含む。）が確定した場合において、当該審決を受けた者が施行日以後においてこれに従わないときは、当該審決を新法第六十四条第一項に規定する競争回復措置命令であつて確定したものとみなして、新法第九十条第三号、第九十二条、第九十五条第一項第二号、第二項第二号及び第五項、第九十五条の二並びに第九十五条の三の規定を適用する。
（緊急停止命令に係る事件の手続に関する経過措置）
第十條 この法律の施行の際現に裁判所に係属している旧法第七十条の十三第一項及び旧法第七

十條の十四第二項において準用する旧法第七十条の七第一項に規定する事件の手続については、なお従前の例による。

（施行日前に認可申請の却下等の審決を受けた者に対する抗告訴訟に関する経過措置）
第十一條 旧法第七十条の十一第一項及び第七十条の十二第二項の規定による審決については、新法第七十六条第二項に規定する決定とみなして、新法第七十七条、第八十五条（第一号に係る部分に限る。）、第八十六条、第八十七条及び第八十八条の規定を適用する。
2 この法律の施行の際現に旧法第七十七条第一項に規定する期間が進行している前項に規定する審決の取消しの訴えの出訴期間については、なお従前の例による。

3 第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に係属している同項に規定する審決に係る行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三十一条第一項に規定する抗告訴訟については、なお従前の例による。
（過料についての裁判の手続に関する経過措置）
第十二條 施行日前にした旧法第四十九条第一項に規定する排除措置命令及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした同項に規定する排除措置命令に違反する行為に対する過料についての裁判の手続については、なお従前の例による。
2 施行日前にした旧法第七十条の十三第一項の規定による裁判及び附則第十條の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした同項の規定による裁判に違反する行為に対する過料についての裁判の手続については、なお従前の例による。

第十條の十四第二項において準用する旧法第七十条の七第一項に規定する事件の手続については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第十三条 施行日前に旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十六条 政府は、公正取引委員会が事件について必要な調査を行う手続について、我が国における他の行政手続との整合性を確保しつつ、事件関係人が十分な防御を行うことを確保する観点から検討を行い、この法律の公布後一年を目途に結論を得て、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

(中小企業庁設置法及び輸出入取引法の一部改正)

第十七条 次に掲げる法律の規定中「第四十九条第五項」を「第五十条第一項」に改める。

一 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)第四条第八項

二 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)第三十四条第三項

(水産業協同組合法の一部改正)

第十八条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律

第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第九十五条の二中「から第九十五条の五まで」を「及び第九十五条の四」に改める。

第九十五条の四を次のように改める。

第九十五条の四 前条の場合については、私的独占禁止法第四十条から第四十二条まで、第四十五条、第四十七条から第六十一条まで、第六十五条第一項及び第二項、第六十六条から第六十八条まで、第七十条の三第三項及び第四項、第七十条の六、第七十条の七、第七十条の九から第七十条の十二まで、第七十五条から第七十七条まで、第八十五条(第一号に係る部分に限る。)、第八十六条、第八十七条並びに第八十八条の規定を準用する。

第九十五条の五を削る。

第九十五条の五を削る。

第九十五条の五を削る。

第九十五条の五を削る。

第九十五条の五を削る。

第九十五条の五を削る。

第九十五条の五を削る。

第九十五条の五を削る。

第九十五条の五を削る。

第九十五条の五を削る。

第九十五条の五を削る。

第九十五条の五を削る。

第九十五条の五を削る。

第九十五条の五を削る。

第九十五条の五を削る。

第九十五条の五を削る。

第九十五条の五を削る。

第九十五条の五を削る。

第九十五条の五を削る。

第九十五条の五を削る。

法律第八十一条)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第四号中「から第九十九条まで」を「及び第九十八条に改める。

第九十八条を次のように改める。

第九十八条 前条の場合については、私的独占禁止法第四十条から第四十二条まで(公正取引委員会の権限)、第四十五条、第四十七条から第六十一条まで、第六十五条第一項及び第二項、第六十六条から第六十八条まで、第七十条の三第三項及び第四項、第七十条の六、第七十条の七、第七十条の九から第七十条の十二まで(事実の報告、事件の調査、排除措置命令その他事件処理の手続)、第七十五条、第七十六条(雑則)、第七十七条、第八十五条(第一号に係る部分に限る。)、第八十六条、第八十七条並びに第八十八条(訴訟)の規定を準用する。

第九十九条及び第一百十条を次のように改める。

第九十九条及び第一百十条 削除

第一百六条を次のように改める。

第一百六条 削除

第一百十七条各号中「若しくは第二項又は第五十六条第一項を」又は「第二項」に改める。

第一百十八条中「次の各号のいずれかに該当する」を「第九十九条の四において準用する私的独占禁止法第四十条の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した」に改め、同条各号を削る。

第一百十八条中「次の各号のいずれかに該当する」を「第九十九条の四において準用する私的独占禁止法第四十条の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した」に改め、同条各号を削る。

第一百十八条中「次の各号のいずれかに該当する」を「第九十九条の四において準用する私的独占禁止法第四十条の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した」に改め、同条各号を削る。

第一百十八条中「次の各号のいずれかに該当する」を「第九十九条の四において準用する私的独占禁止法第四十条の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した」に改め、同条各号を削る。

第一百十八条中「次の各号のいずれかに該当する」を「第九十九条の四において準用する私的独占禁止法第四十条の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した」に改め、同条各号を削る。

第一百十八条中「次の各号のいずれかに該当する」を「第九十九条の四において準用する私的独占禁止法第四十条の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した」に改め、同条各号を削る。

第一百十八条中「次の各号のいずれかに該当する」を「第九十九条の四において準用する私的独占禁止法第四十条の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した」に改め、同条各号を削る。

第一百十八条中「次の各号のいずれかに該当する」を「第九十九条の四において準用する私的独占禁止法第四十条の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した」に改め、同条各号を削る。

第一百十八条中「次の各号のいずれかに該当する」を「第九十九条の四において準用する私的独占禁止法第四十条の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した」に改め、同条各号を削る。

第一百十八条中「次の各号のいずれかに該当する」を「第九十九条の四において準用する私的独占禁止法第四十条の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した」に改め、同条各号を削る。

第一百十八条中「次の各号のいずれかに該当する」を「第九十九条の四において準用する私的独占禁止法第四十条の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した」に改め、同条各号を削る。

第一百十八条中「次の各号のいずれかに該当する」を「第九十九条の四において準用する私的独占禁止法第四十条の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した」に改め、同条各号を削る。

第一百十八条中「次の各号のいずれかに該当する」を「第九十九条の四において準用する私的独占禁止法第四十条の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した」に改め、同条各号を削る。

第一百十八条中「次の各号のいずれかに該当する」を「第九十九条の四において準用する私的独占禁止法第四十条の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した」に改め、同条各号を削る。

第一百十八条中「次の各号のいずれかに該当する」を「第九十九条の四において準用する私的独占禁止法第四十条の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した」に改め、同条各号を削る。

する旧法第四十九条第五項の規定による通知があつた場合における排除措置の処理の手続については、なお従前の例による。

(不当景品類及び不当表示防止法の一部改正)

第二十二條 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十一條第五項中「第七十條の十三第一項」を「第七十條の四第一項」に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十三條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第五條第一項中「前條第一項に規定する違反行為について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十一号)」を「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第

号)」に、「新私的独占禁止法」を「新私的独占禁止法」に、「第五十條第六項」を「第七條の二第一項(新私的独占禁止法第八條の三において読み替へて準用する場合を含む。)」又は「第二項に規定する違反行為(旧法第七條の二第一項(旧法第八條の三において読み替へて準用する場合を含む。))に規定するものを除く。」について新私的独占禁止法第六十二條第四項に、「第四十九條第五項」を「第五十條第一項」に改め、同條第二項中「前條第二項に規定する違反行為」を「新私的独占禁止法第七條の二第一項(新私的独占禁止法第八條の三において読み替へて準用する場合を含む。)」又は「第二項に規定する違反行為(旧法第七條の二第一

(一) この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、この法律の施行に伴う所要の経過措置等について規定すること。

(二) 公正取引委員会が事件について必要な調査を行う手続について、我が国における他の行政手続との整合性を確保しつつ、事件関係人が十分な防御を行うことを確保する観点から検討を行い、この法律の公布後一年を目途に結論を得て、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

(三) 中小企業庁設置法その他の関係法律について所要の規定の整備を行うこと。

二 議案の可決理由

本案は、独占禁止法違反に対する排除措置命令等について、審判制度を廃止するとともに、意見聴取手続の整備等を講ずるための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十五年十一月二十日

経済産業委員長 富田 茂之

衆議院議長 伊吹 文明殿

(別紙)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の諸点について格段の配慮をすべきである。

一 独占禁止法違反事件が複雑な経済事案を対象とする専門性の高いものであることに鑑み、審判制度の廃止に伴い、公正取引委員会の行政処分に係る抗告訴訟の第一審を専属管轄する東京地方裁判所における審理及び裁判の専門性を確保するため、早急に専門的知見を有する人材の

養成及び確保に努めること。

二 公正取引委員会の行政処分に係る抗告訴訟の第一審の管轄については、当面東京地方裁判所の専属管轄とするものの、利用しやすい司法制度の実現の観点から、本法の施行状況を踏まえ、必要な見直しを行うこと。

三 排除措置命令等に係る意見聴取手続を主宰することとなるいわゆる手続管理官については、手続の透明性、信頼性を確保する観点から、その権限・義務を明確化するとともに、その指定に当たっては中立性を確保するよう努めること。

四 公正取引委員会が行う審尋や任意の事情聴取等において、事業者側の十分な防御権の行使を可能とするため、諸外国の事例を参考にしつつ、代理人の立会いや供述調書の写しの交付等の実施について、我が国における刑事手続や他の行政手続との整合性を確保しつつ前向きに検討すること。

五 中小企業を圧迫する不当廉売や優越的地位の濫用等の違反行為を迅速かつ効果的に取り締まるとともに、来年四月の消費税率引上げに向けて実効性ある消費税の転嫁対策を講じることができるよう、公正取引委員会の体制の一層の拡充を図るとともに、公正取引委員会と関係省庁との緊密な連携体制を確立すること。

国家戦略特別区域法案

右国会に提出する。

平成二十五年十一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

国家戦略特別区域法

目次

- 第一章 総則(第一条―第四条)
- 第二章 国家戦略特別区域基本方針(第五条)
- 第三章 区域計画の認定等(第六条―第十一条)
- 第四章 認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等(第十二条―第二十七条)

第五章 国家戦略特別区域諮問会議(第二十八条―第三十五条)

第六章 雑則(第三十六条―第四十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「国家戦略特別区域」とは、当該区域において、高度な技術に関する研究開発若しくはその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業その他の産業の国際競争力の強化に資する事業又は国際的な経済活動に関連する

居住者、来訪者若しくは滞在者を増加させるための市街地の整備に関する事業その他の国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれる区域として政令で定める区域をいう。

2 この法律において「特定事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 別表に掲げる事業で、第十二条から第二十六条までの規定による規制の特例措置の適用を受けるもの

二 産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる内閣府令で定める事業であつて第二十七条第一項に規定する指定金融機関から当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを受けて行われるもの

3 この法律において「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての第十二条から第二十四条までに規定する法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令(以下この項において「政令等」という。)により規定された規制についての第二十五条の規定による政令若しくは内閣府令(告示を含む。)・主務省令(第三十八条ただし書に規定する規制にあつては、主務省令。以下「内閣府令・主務省令」という。)又は第二十六条の規定による条例で規定する政令等の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし地方公共団体がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。

4 この法律において「地方公共団体」とは、都道府県、市町村(特別区を含む。第十七条及び第十八条を除き、以下同じ。)又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合をいい、港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四条第一項の規定による港務局を含むものとする。

5 内閣総理大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、国家戦略特別区域諮問会議及び関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

(基本理念)

第三条 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成は、国が、これらの実現のために必要な政策課題の迅速な解決を図るため、適切に国家戦略特別区域を定めるとともに、規制の特例措置の整備その他必要な施策を、関連する諸制度の改革を推進しつつ総合的かつ集中的に講ずることを基本とし、地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。

(関連する施策との連携)

第四条 国及び地方公共団体は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の推進に当たっては、構造改革特別区域(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第二条第一項に規定する構造改革特別区域をいう。第三十七條第二項において同じ。)における経済社会の構造改革の推進に関する施策その他の関連す

る施策との連携を図るよう努めなければならない。

第二章 国家戦略特別区域基本方針

第五条 政府は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針(以下「国家戦略特別区域基本方針」という。)を定めなければならない。

2 国家戦略特別区域基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進の意義及び目標に関する事項
- 二 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進のために政府が実施すべき規制改革その他の施策に関する基本的な方針
- 三 国家戦略特別区域を指定する政令の立案に関する基準その他基本的な事項
- 四 第八条第一項に規定する区域計画の同条第七項の認定に関する基本的な事項
- 五 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画
- 六 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し政府が講ずべき新たな措置に係る提案の募集に関する基本的な事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し必

要な事項

3 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域諮問会議の意見を聴いて、国家戦略特別区域基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、国家戦略特別区域基本方針を公表しなければならない。

5 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、国家戦略特別区域基本方針を変更しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による国家戦略特別区域基本方針の変更について準用する。

7 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、国家戦略特別区域基本方針に基づき、第二項第六号に規定する提案の募集を行うものとする。

第三章 区域計画の認定等

(区域方針)

第六条 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域ごとに、国家戦略特別区域基本方針に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する方針(以下「区域方針」という。)を定めるものとする。

2 区域方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標並びにその達成のために取り組むべき政策課題
- 二 前号の目標を達成するために国家戦略特別

区域において実施される事業に関する基本的な事項

三 前二号に掲げるもののほか、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、区域方針を定めようとするときは、国家戦略特別区域諮問会議及び関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、区域方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係地方公共団体に送付しなければならない。

5 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、区域方針を変更しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による区域方針の変更について準用する。

(国家戦略特別区域会議)

第七条 国家戦略特別区域ごとに、次条第一項に規定する区域計画(第三項第二号において単に「区域計画」という。)の作成、第十条第一項に規定する認定区域計画(同号において単に「認定区域計画」という。)の実施に係る連絡調整並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関し必要な協議(第四項及び第五項において「区域計画の作成等」という。)を行うため、次に掲げる者は、国家戦略特別区域会議を組織する。

- 一 国家戦略特別区域担当大臣(内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第三号の二に掲げる事項に関する事務及び同条第三項

第三号の七に掲げる事務を掌理するものをいう。以下同じ。） 二 関係地方公共団体の長 二 内閣総理大臣は、区域方針に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者として、公募その他の政令で定める方法により選定した者を、国家戦略特別区域会議に構成員として加えるものとする。 三 国家戦略特別区域担当大臣及び関係地方公共団体の長は、必要と認めるときは、協議して、次に掲げる者を、国家戦略特別区域会議に構成員として加えることができる。 一 国の関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関。以下同じ。） 二 国家戦略特別区域会議が作成しようとする区域計画又は認定区域計画及びその実施に関し密接な関係を有する者 四 国家戦略特別区域会議は、区域計画の作成等を行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。 五 国家戦略特別区域会議は、区域計画の作成等を行うため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。 六 国家戦略特別区域会議において協議が調った事項については、その構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。 七 国家戦略特別区域会議の庶務は、内閣府にお	いて処理する。 八 前各項に定めるもののほか、国家戦略特別区域会議の運営に関し必要な事項は、国家戦略特別区域会議が定める。 （区域計画の認定） 第八条 国家戦略特別区域会議は、国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に即して、内閣府令で定めるところにより、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画（以下「区域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。 二 区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 国家戦略特別区域の名称 二 第六条第二項第一号の目標を達成するため、国家戦略特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容及び実施主体に関する事項 三 前号に規定する特定事業ごとの第十二条から第二十六条までの規定による規制の特例措置の内容 四 前二号に掲げるもののほか、第二号に規定する特定事業に関する事項 五 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果 六 前各号に掲げるもののほか、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項 三 国家戦略特別区域会議は、区域計画に前項第二号に規定する特定事業の実施主体として特定の者を定めようとするときは、あらかじめ、内	閣府令で定めるところにより、当該特定事業の内容及び当該特定事業の実施主体として当該区域計画に定めようとする者について公表しなければならない。 四 前項の規定による公表があつた場合において、当該特定事業を実施しようとする者（当該公表がされた者を除く。）は、内閣府令で定めるところにより、国家戦略特別区域会議に対して、自己を当該特定事業の実施主体として加えるよう申し出ることができる。 五 国家戦略特別区域会議は、前項の規定による申出があつた場合において、当該申出をした者が実施しようとする特定事業が国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資すると認めるときは、当該申出に応じるものとする。 六 区域計画は、国家戦略特別区域会議の構成員が相互に密接な連携の下に協議した上で、国家戦略特別区域担当大臣、関係地方公共団体の長及び前条第二項に規定する構成員（以下「国家戦略特別区域担当大臣等」という。）の全員の合意により作成するものとする。 七 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、区域計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。 一 国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に適合するものであること。 二 区域計画の実施が国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与するものであると認められること。 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるも	のであること。 八 内閣総理大臣は、前項の認定（以下この条及び次条第一項において単に「認定」という。）を行うに際し必要と認めるときは、国家戦略特別区域諮問会議に対し、意見を求めることができる。 九 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、区域計画に定められた特定事業第二号第二項第一号に掲げるものに限る。以下この項において同じ。）に関する事項について、当該特定事業に係る関係行政機関の長（以下この章において単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。この場合において、当該関係行政機関の長は、当該特定事業が、法律により規定された規制に係るものにあつては第十二条から第二十四条までの規定で、政令又は主務省令により規定された規制に係るものにあつては国家戦略特別区域基本方針に即して第二十五条の規定による政令若しくは内閣府令・主務省令で又は第二十六条の規定による政令若しくは内閣府令・主務省令で定めるところにより条 例で、それぞれ定めるところに適合すると認められるときは、同意をするものとする。 十 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。 （認定区域計画の変更） 第九条 国家戦略特別区域会議は、認定を受けた区域計画（以下「認定区域計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。 二 前条第三項から第十項までの規定は、前項の認定区域計画の変更について準用する。
---	---	--	---

(認定の取消し)

第十条 内閣総理大臣は、認定区域計画(認定区域計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)が第八条第七項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、同項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。第十二条及び第十七条第四項第一号を除き、以下単に「認定」という。)を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣に対し、前項の規定による認定の取消しに関し必要と認める意見を申し出ることができる。

3 第八条第十項の規定は、第一項の規定による認定区域計画の認定の取消しについて準用する。

(認定区域計画の進捗状況に関する評価)

第十一条 国家戦略特別区域会議は、内閣府令で定めるところにより、認定区域計画の進捗状況について、定期的に評価を行うとともに、その結果について、内閣総理大臣に報告しなければならない。

第四章 認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等

(旅館業法の特例)

第十二条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業(国家戦略特別区域において、外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸借契約及びこれに付随する契約に基づき一定期間以上使用させるとともに当該施設の使用方法に関する外国語を用いた案内その他の

外国人旅客の滞在に必要な役務を提供する事業(その一部が旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する旅館業に該当するものに限る。)として政令で定める要件に該当する事業をいう。以下この条及び別表の一の項において同じ。)を定めた区域計画について、第八条第七項の内閣総理大臣の認定(第九条第一項の変更の認定を含む。以下この項及び第九項第二号において「内閣総理大臣認定」という。)を申請し、その内閣総理大臣認定を受けたときは、当該内閣総理大臣認定の日以後は、当該国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を行うとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、その行おうとする事業が当該政令で定める要件に該当している旨の都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下この条において同じ。)の認定(以下この条において「特定認定」という。)を受けることができる。

2 特定認定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書及び厚生労働省令で定める添付書類を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 その行おうとする事業の内容

三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

3 都道府県知事は、特定認定の申請に係る事業が第一項の政令で定める要件に該当すると認めるときは、特定認定をするものとする。

4 特定認定(次項の変更の認定を含む。以下この項及び第九項において同じ。)を受けた者(以

下この条において「認定事業者」という。)が行う当該特定認定を受けた事業(第八項及び第九項第三号において「認定事業」という。)については、旅館業法第三条第一項の規定は、適用しない。

5 認定事業者は、第二項第二号又は第三号に掲げる事項の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、その変更が厚生労働省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

6 第三項の規定は、前項の変更の認定について準用する。

7 認定事業者は、第二項第一号に掲げる事項の変更又は第五項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

8 都道府県知事は、この条の規定の施行に必要な限度において、認定事業者に対し、認定事業の実施状況について報告を求めることができる。

9 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、特定認定を取り消すことができる。

一 第九条第一項の規定による認定区域計画の変更(第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を定めないこととするものに限る。)の認定があつたとき。

二 第十条第一項の規定により認定区域計画(第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事

業を定めたものに限る。)の内閣総理大臣認定が取り消されたとき。

三 認定事業者が行う認定事業が第一項の政令で定める要件に該当しなくなったと認めるとき。

四 認定事業者が不正の手段により特定認定を受けたとき。

五 認定事業者が第五項又は第七項の規定に違反したとき。

六 認定事業者が前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(医療法の特例)

第十三条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域高度医療提供事業(国家戦略特別区域において、世界最高水準の高度の医療であつて、国内においてその普及が十分でないものを提供する事業をいう。以下この条及び別表の二の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、都道府県は、医療法(昭和二十三年法律第百二十五号)第三十条の四第十三項の規定により当該都道府県の同条第一項に規定する医療計画が公示された後に、当該国家戦略特別区域高度医療提供事業の実施主体として当該区域計画に定められた者から当該国家戦略特別区域高度医療提供事業に係る必要な病床を含む病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請があつた場合において、当該申請に係る当該医療計画において定められた同条第二項第一号に規定する基準病床数に次項の病床数を加えて得た数を、当該基準病床数とみなして、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができる。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略特別区域高度医療提供事業に係る必要な病床の病床数を定めるものとする。

(建築基準法の特例)

第十四条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略建築物整備事業(建築基準法昭和二十五年法律第二百一号第四十九条第二項の規定に基づく条例で同法第四十八条第一項から第十二項までの規定による制限を緩和することにより、国家戦略特別区域内の特別用途地区(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第二号に掲げる特別用途地区をいう。次項において同じ。)内において、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。以下この条及び別表の三の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、当該国家戦略建築物整備事業の実施主体として当該区域計画に定められた地方公共団体に対する建築基準法第四十九条第二項の承認があつたものとみなす。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略建築物整備事業に係る特別用途地区について建築基準法第四十九条第二項の規定に基づく条例で定めようとする同法第四十八条第一項から第十二項までの規定による制限の緩和の内容を定めるものとする。

第十五条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略住宅整備事業(建築基準法第五十二条第一項の

規定による制限を緩和することにより、国家戦略特別区域内において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な住宅の整備を促進する事業をいう。以下この条及び別表の四の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、その全部又は一部を住宅の用途に供する建築物であつて次に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、その全部を住宅の用途に供するものにあつては当該区域計画に定められた次項第二号の数値を、その一部を住宅の用途に供するものにあつては当該区域計画に定められた同項第三号の算出方法により算出した数値を同法第五十二条第一項第二号又は第三号に定める数値とみなして、同項及び同条第三項から第七項までの規定を適用する。ただし、当該建築物が同条第三項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するとき、当該部分の床面積を含む当該建築物の容積率(延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。次項及び第五項において同じ。)は、当該区域計画に定められた次項第二号の数値以下でなければならない。

一 当該区域計画に定められた次項第一号の区域内にあること。

二 その敷地内に当該区域計画に定められた次項第四号の要件に該当する空地を有し、かつ、その敷地面積が当該区域計画に定められた同項第五号の規模以上であること。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略住宅整備事業に係

る次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国家戦略住宅整備事業を実施する区域

二 その全部を住宅の用途に供する建築物の容積率の最高限度の数値

三 その一部を住宅の用途に供する建築物の容積率の最高限度の数値の算出方法

四 建築物の敷地内に設けられる空地の要件

五 建築物の敷地面積の規模

3 前項各号に掲げる事項は、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないよう定めなければならない。

4 第二項第一号の区域は、都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域若しくは準工業地域(同項第二号の四に掲げる高層住居誘導地区を除く。)内又は同項第一号に掲げる商業地域内に定めなければならない。

5 第二項第三号の算出方法は、当該建築物の容積率の最高限度の数値が同項第二号の数値未満であつて当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合に応じたものとなるよう定めなければならない。

6 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略住宅整備事業を定めようとするときは、あらかじめ、当該国家戦略住宅整備事業に関する事項について、当該区域計画に定めようとする第二項第一号の区域を管轄する都道府県の都道府県都市計画審議会(当該区域が市町村都市計画審議会が置かれている市町村(建築基準法第四条第一項又は第二項の規定により建築主事を置いた市町村に限る。)の区域内にある場合)にあつては、当該市町村都市計画審議会に付議し、その議を経なければならない。

(道路法の特例)

第十六条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略道路占用事業(国家戦略特別区域内において、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十二条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる施設、工作物又は物件(以下この項及び次項において「施設等」という。)のうち、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与し、道路(同法による道路をいう。以下この項及び次項において同じ。)の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるものの設置(道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)であつて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可に係るものを促進する事業をいう。以下この条及び別表の五の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域計画に定められた次項の区域に係る道路管理者(同法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。)は、同法第三十三条第一項の規定にかかわらず、当該国家戦略道路占用事業に係る施設等のための道路の占用(同法第三十二条第二項第一号に規定する道路の占用をいい、同法第三十三条第二項に規定するものを除く。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するものについて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一 道路法第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。

二 その他安全かつ円滑な交通を確保するため
に必要なものとして政令で定める基準に適合
するものであること。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に
掲げる事項として、国家戦略道路占用事業に係
る施設等の種類ごとに当該施設等を設ける道路
の区域を定めるものとする。

3 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦
略道路占用事業を定めようとするときは、あら
かじめ、当該区域計画に定めようとする前項の
区域を管轄する都道府県公安委員会に協議し、
その同意を得なければならない。

4 第一項の許可に係る道路法第三十二条第二項
及び第八十七条第一項の規定の適用について
は、同法第三十二条第二項中「申請書」とある
のは「申請書に、国家戦略特別区域法（平成二十
五年法律第 号）第十六条第一項に規定する
措置を記載した書面を添付して」と、同法第
八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあ
るのは「円滑な交通を確保し、又は道路交通環
境の維持及び向上を図る」とする。

（農地法等の特例）

第十七条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二
項第二号に規定する特定事業として、農業法人
経営多角化等促進事業（国家戦略特別区域にお
いて農業を行う法人が、その農業経営の多角化
及び高度化を図ることを促進する事業をいう。
以下この条及び別表の六の項において同じ。）を
定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定
を申請し、その認定を受けたときは、当該認定
の日以後は、当該区域計画に定められた次項の
区域内にある農地等（農地法昭和二十七年法律
第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地
又は採草放牧地をいう。以下同じ。）を管轄する

農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十
六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書
又は第五項の規定により農業委員会を置かない
市町村にあつては、市町村長）は、農業生産法
人（農地法第二条第三項に規定する農業生産法
人をいう。第三項において同じ。）以外の法人
で、次に掲げる要件の全てを満たしているもの
（第三項において「特例農業法人」という。）が当
該区域内にある農地等について同法第三条第一
項本文に掲げる権利を取得しようとする場合に
は、同条第二項（第二号及び第四号に係る部分
に限る。）の規定にかかわらず、同条第一項の許
可をすることができる。

一 その法人が、農地法第二条第三項第三号
に係る部分を除く。）に規定する要件を満たし
ていること。

二 その法人の常時従事者（農地法第二条第三
項第二号に規定する常時従事者をいう。）た
る構成員が理事等（同項第三号に規定する理
事等をいう。以下この項において同じ。）の数
の過半を占め、かつ、当該過半を占める理事
等のうち一人以上の者が、その法人の行う農
業（同条第三項第一号に規定する農業をい
う。）に必要な農作業に農林水産省令で定める
日数以上従事すると認められるものであるこ
と。

三 その法人がその生産した農畜産物を原料又
は材料として使用する製造又は加工その他農
林水産省令で定める事業を行うと認められる
ものであり、かつ、その法人の前号の過半を
占める理事等のうち一人以上の者が当該事業
に従事すると認められるものであること。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に
掲げる事項として、農業法人経営多角化等促進

事業を実施する区域を定めるものとする。

3 前項の区域においては、特例農業法人第一
項の規定によりされた農地法第三条第一項の許
可を受けたもの並びに農業生産法人が農業生産
法人でなくなった場合（農業生産法人が合併に
よつて解散し、又は分割をした場合において、
当該合併によつて設立し、若しくは当該合併後
存続する法人又は当該分割によつて農地等につ
いて同項本文に掲げる権利を承継した法人が農
業生産法人でない場合を含む。）におけるその法
人及びその一般承継人で、第一項各号に掲げる
要件の全てを満たしているものに限る。）は、同
法第二条第三項及び第三条第二項第二号及び
第四号に係る部分に限る。）の規定の適用
については、農業生産法人とみなす。この場
合において、同法第六条第一項中「農業生産法
人でなくなった」とあるのは「農業生産法人要件
（第二条第三項に規定する要件をいう。以下同
じ。）又は特例農業法人要件（国家戦略特別区域
法（平成二十五年法律第 号）第十七条第一
項各号に掲げる要件をいう。以下同じ。）のい
ずれをも満たさなくなつた」と、農業生産法人で
ない」とあるのは「農業生産法人要件又は特例農
業法人要件のいずれをも満たさない」と、同条
第二項中「第二条第三項各号に掲げる要件」とあ
るのは「特例農業法人要件」と、「とき」とあるの
は「とき（農業生産法人要件を満たす見込みがあ
ると認めるときを除く。）」と、同法第七条の見
出し及び同条第一項中「農業生産法人でなくな
つた」とあるのは「農業生産法人要件又は特例農
業法人要件のいずれをも満たさなくなつた」と
、同条第五項中「第二条第三項各号に掲げる
要件のすべて」とあるのは「農業生産法人要件又
は特例農業法人要件のいずれか」と、同法第十

八条第二項第四号中「農業生産法人でなくなつ
た」とあるのは「農業生産法人要件又は特例農
業法人要件のいずれをも満たさなくなつた」とす
る。

4 次に掲げる事由が生じた場合においては、政
令で、当該事由の発生に伴い合理的に必要と判
断される範囲内において、所要の経過措置（罰
則に関する経過措置を含む。）を定めることがで
きる。

一 第九条第一項の規定による認定区域計画の
変更（第二項の区域を変更するもの又は第八
条第二項第二号に規定する特定事業として農
業法人経営多角化等促進事業を定めないこと
とするものに限る。）の認定

二 第十条第一項の規定による認定区域計画
（第八条第二項第二号に規定する特定事業と
して農業法人経営多角化等促進事業を定めた
ものに限る。）の認定の取消し

5 第一項中市町村又は市町村長に関する部分の
規定は、特別区のある地にあつては特別区又は
特別区の区長に、地方自治法第二百五十二条の
十九第一項の指定都市（農業委員会等に関する
法律第三十五条第二項の規定により区ごとに農
業委員会を置かないこととされたものを除く。
次条第六項において単に「指定都市」という。）に
あつては区又は区長に適用する。

第十八条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二
項第二号に規定する特定事業として、農地等効
率的利用促進事業（農地等の権利移動の許可に
係る市町村の権限について、市町村長及び当該
市町村の農業委員会がこの項の規定による合意
をすることにより、国家戦略特別区域におい
て、農地等を効率的に利用する者による地域と
の調和に配慮した農地等についての権利の取得

の促進を図る事業をいう。次項及び別表の七の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、市町村長と当該市町村の農業委員会との間で、当該区域計画に定められた次項の区域内にある農地等であつて当該農業委員会が管轄するものについての農地法第三条第一項本文に掲げる権利の設定又は移転に係る当該農業委員会の事務（同条又は同法第三条の二の規定により農業委員会が行うこととされている事務に限り、これらの事務に密接な関連のある事務であつて、同法その他の法令の規定により農業委員会が行うこととされているもののうち、政令で定めるものを含む。）の全部又は一部（以下この条において「特例分担事務」という。）を当該市町村長が行うことにつき、その適正な実施に支障がなく、かつ、農地等を効率的に利用する者による地域との調和に配慮した農地等についての権利の取得の促進に資すると認めて、合意がされた場合には、当該市町村長は、農地法その他の法令の規定にかかわらず、当該区域において特例分担事務を行うものとする。

同項の規定による合意の当事者である農業委員会に対し、特例分担事務の処理状況を報告するものとする。

5 第一項の規定により市町村長が特例分担事務を行う場合における農地法第五十条及び第五十一条第一項の規定の適用については、同法第五十条中「農業委員会」とあるのは、「国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第 号）第十八条第一項の規定により同項に規定する特例分担事務を行う市町村長」と、同項中「処理に関し、農業委員会」とあるのは、「うち国家戦略特別区域法第十八条第一項の規定により市町村長が行うものの処理に関し、市町村長」とする。

6 第一項及び前三項中市町村又は市町村長に関する部分の規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、指定都市にあつては区又は区長に適用する。

（土地区画整理法の特例）

第十九条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略土地区画整理事業（国家戦略特別区域内において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために次の表の上欄に掲げる者を実施主体として行われる土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下この項において同じ。）であつて、同表の中欄に掲げるものをいう。以下この条及び別表の八の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、それぞれ当該実施主体に対する次の表の下欄に掲げる認可があつたものとみなす。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、農地等効率的利用促進事業を実施する区域を定めるものとする。

3 市町村長は、第一項の規定による合意をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。当該合意の内容を変更し、又は解除したときも、同様とする。

4 第一項の規定により特例分担事務を行う市町村長は、農林水産省令で定めるところにより、

土地区画整理法第九条第五項に規定する個人施行者（第三項において単に「個人施行者」という。）	土地区画整理法第四十一条の規程又は規約及び事業計画が定められており、かつ、同法第七條の承認又は同法第八條第一項の同意を要する場合にあっては、当該承認又は当該同意が得られている土地区画整理事業	土地区画整理法第四條第一項の認可
土地区画整理法第十四条第一項の規定により設立された土地区画整理組合（以下この条において単に「土地区画整理組合」という。）	土地区画整理法第十四条第一項の定款及び事業計画が定められており、かつ、同法第十八條の同意が得られており、かつ、同法第十七條において準用する同法第七條の承認を要する場合にあっては、当該承認が得られている土地区画整理事業	土地区画整理法第十四条第一項の認可
土地区画整理法第五十一条の九第五項に規定する区画整理会社（第三項第二号において単に「区画整理会社」という。）	土地区画整理法第五十一条の二第一項の規程及び事業計画が定められており、かつ、同法第五十一条の六の同意が得られており、かつ、同法第五十一条の五において準用する同法第七條の承認を要する場合にあっては、当該承認が得られている土地区画整理事業	土地区画整理法第五十一条の二第一項の認可
都道府県又は市町村（土地区画整理法第三条第四項の規定により土地区画整理事業を施行する場合に限る。第三項において同じ。）	土地区画整理法第五十五条第一項から第六項までに規定する手続が行われている土地区画整理事業	土地区画整理法第五十二条第一項の認可
独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（土地区画整理法第三条の二又は第三条の三の規定により土地区画整理事業を施行する場合に限る。以下この条において「機構等」という。）	土地区画整理法第七十一条の二第一項の施行規程及び事業計画が定められており、かつ、同法第七十一条の三第三項の規定による意見の聴取が行われている土地区画整理事業	土地区画整理法第七十一条の二第一項の認可

2 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略土地区画整理事業を定めようとするときは、あらかじめ、当該国家戦略土地区画整理事業の内容について、当該国家戦略土地区画整理事業の実施主体として当該区域計画に定めようとする者(当該国家戦略特別区域会議を組織する国家戦略特別区域担当大臣等であるものを除き、当該実施主体として土地区画整理組合を定めようとする場合にあつては、土地区画整理法第十四条第一項の定款及び事業計画を定めた者とする。)の同意を得なければならない。	2 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略土地区画整理事業(個人施行者又は都道府県若しくは市町村を実施主体とするものを除く。)を定めようとするときは、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる国家戦略土地区画整理事業の実施主体として区域計画に定めようとする者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業計画、規程又は施行規程(以下この条において「事業計画等」という。)を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。 一 土地区画整理組合 土地区画整理法第十四条第一項の事業計画 二 区画整理会社 土地区画整理法第五十一条の二第一項の規程及び事業計画 三 機構等 土地区画整理法第七十一条の二第一項の施行規程及び事業計画 4 前項の規定により縦覧に供された事業計画等に係る国家戦略土地区画整理事業に係る土地若しくはその土地に定着する物件又は当該国家戦略土地区画整理事業に係る水面について権利を有する者は、当該事業計画等につ	2 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略土地区画整理事業の実施主体として区域計画に定めようとする者が、第六項の規定により事業計画等に修正(当該者が機構等である場合にあつては、土地区画整理法第七十一条の三十項の政令で定める軽微な修正を除く。)を加え、その旨を国家戦略特別区域会議に申告した場合においては、その修正に係る部分について、更に第三項からこの項までに規定する手続を行うべきものとする。 (都市計画法の特例) 第二十條 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略都市計画建築物等整備事業(都市計画の決定又は変更をすることにより、国家戦略特別区域内において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な建築物その他の施設の整備を促進する事業をいう。以下この条及び別表の九の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、当該国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画の決定又は変更がされたものとみなす。 2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項を定めるものとする。 3 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めると	六十号(中処分)についての異議申立ての審理に關する規定を準用する。 8 国家戦略土地区画整理事業の実施主体として区域計画に定めようとする者が、第六項の規定により事業計画等に修正(当該者が機構等である場合にあつては、土地区画整理法第七十一条の三十項の政令で定める軽微な修正を除く。)を加え、その旨を国家戦略特別区域会議に申告した場合においては、その修正に係る部分について、更に第三項からこの項までに規定する手続を行うべきものとする。 (都市計画法の特例) 第二十條 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略都市計画建築物等整備事業(都市計画の決定又は変更をすることにより、国家戦略特別区域内において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な建築物その他の施設の整備を促進する事業をいう。以下この条及び別表の九の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、当該国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画の決定又は変更がされたものとみなす。 2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項を定めるものとする。 3 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めると
3 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略土地区画整理事業(個人施行者又は都道府県若しくは市町村を実施主体とするものを除く。)を定めようとするときは、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる国家戦略土地区画整理事業の実施主体として区域計画に定めようとする者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業計画、規程又は施行規程(以下この条において「事業計画等」という。)を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。 一 土地区画整理組合 土地区画整理法第十四条第一項の事業計画 二 区画整理会社 土地区画整理法第五十一条の二第一項の規程及び事業計画 三 機構等 土地区画整理法第七十一条の二第一項の施行規程及び事業計画 4 前項の規定により縦覧に供された事業計画等に係る国家戦略土地区画整理事業に係る土地若しくはその土地に定着する物件又は当該国家戦略土地区画整理事業に係る水面について権利を有する者は、当該事業計画等につ	5 国家戦略特別区域会議は、前項の規定により意見書の提出があつた場合において、当該意見書に係る国家戦略土地区画整理事業の実施主体として区域計画に定めようとする者が機構等であるときは、遅滞なく、当該意見書について、当該国家戦略土地区画整理事業の施行地区(土地区画整理法第二条第四項に規定する施行地区をいう。)を管轄する都道府県の都道府県都市計画審議会の意見を聴かなければならない。 6 国家戦略特別区域会議は、第四項の規定により意見書の提出があつた場合においては、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認めるときは、当該意見書に係る国家戦略土地区画整理事業の実施主体として区域計画に定めようとする者(当該者が土地区画整理組合である場合にあつては、土地区画整理法第十四条第一項の定款及び事業計画を定めた者。第八項において同じ。)に対し事業計画等に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採択すべきでないと認めるときは、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。 7 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百	5 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる国家戦略都市計画建築物等整備事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に前項の規定により提出された意見書の要旨を提出し、当該国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項について、それぞれ当該各号に定める者に付議し、その議を経なければならない。 一 国家戦略都市計画建築物等整備事業(国土交通大臣又は都道府県が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限る。) 当該国家戦略都市計画建築物等整備事業を実施する区域を管轄する都道府県の都道府県都市計画審議会 二 国家戦略都市計画建築物等整備事業(市町村が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限る。) 当該国家戦略都市計画建築物等整備事業を実施する区域を管轄する市町村の市町村都市計画審議会(当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当	5 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる国家戦略都市計画建築物等整備事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に前項の規定により提出された意見書の要旨を提出し、当該国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項について、それぞれ当該各号に定める者に付議し、その議を経なければならない。 一 国家戦略都市計画建築物等整備事業(国土交通大臣又は都道府県が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限る。) 当該国家戦略都市計画建築物等整備事業を実施する区域を管轄する都道府県の都道府県都市計画審議会 二 国家戦略都市計画建築物等整備事業(市町村が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限る。) 当該国家戦略都市計画建築物等整備事業を実施する区域を管轄する市町村の市町村都市計画審議会(当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当

該市町村を包括する都道府県の都道府県都市計画審議会)

6 区域計画に国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めようとするときは、都市計画法(第十七条第一項及び第二項、第十八条第一項から第三項まで並びに第十九条第一項から第三項まで)これらの規定を同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)を除く。その他の法令の規定による都市計画の決定又は変更に係る手続の例による。

第二十一条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略開発事業(国家戦略特別区域内において、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために行われる都市計画法第四十二条第二項に規定する開発行為(同法第二十九条第一項各号に掲げるものを除く。))に関する事業をいう。以下この条及び別表の十の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、当該国家戦略開発事業の実施主体に対する同法第二十九条第一項の許可があつたものとみなす。

2 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略開発事業を定めようとするときは、あらかじめ、当該国家戦略開発事業の内容について、当該国家戦略開発事業の実施主体として当該区域計画に定めようとする者(当該国家戦略特別区域会議を組織する国家戦略特別区域担当大臣等であるものを除く。)の同意を得なければならぬ。

3 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略開発事業(都市計画法第三十二条第一項の同意を要するものに限る。)を定めようとするときは、あらかじめ、同項に規定する公共施設の管理者(当該国家戦略特別区域会議を組織する国家戦略特別区域担当大臣等であるものを除く。)に協議し、その同意を得なければならない。

4 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略開発事業(都市計画法第三十二条第二項の規定による協議を要するものに限る。)を定めようとするときは、あらかじめ、同項に規定する公共施設を管理することとなる者その他同項の政令で定める者(当該国家戦略特別区域会議の構成員であるものを除く。)に協議しなければならない。

第二十三条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略都市計画施設整備事業(国家戦略特別区域内において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために行われる都市計画法第四十二条第六項に規定する都市計画施設の整備に関する事業であつて、同法第六十条第一項第三号に掲げる事業計画が定められているものをいう。以下この条及び別表の十一の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、政令で定めるところにより、当該国家戦略都市計画施設整備事業の実施主体に対する同法第五十九条第一項から第四項までの認可又は承認があつたものとみなす。

2 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略都市計画施設整備事業を定めようとするときは、あらかじめ、当該国家戦略都市計画施設整備事業の内容について、当該国家戦略都市計画施設整備事業の実施主体として当該区域計画に定めようとする者(当該国家戦略特別区域会議を組織する国家戦略特別区域担当大臣等であるものを除く。)の同意を得なければならない。

3 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略都市計画施設整備事業(都市計画法第五十九条第六項の規定による意見の聴取を要するものに限る。)を定めようとするときは、あらかじめ、同項に規定する公共の用に供する施設を管理する者又は同項に規定する土地改良事業計画による事業を行う者(当該国家戦略特別区域会議の構成員であるものを除く。)の意見を聴かなければならない。

都市再開発法第七条の十五第二項に規定する個人施行者(第三項において単に「個人施行者」という。)	都市再開発法第七条の九第一項の規程又は規約及び事業計画が定められており、かつ、同法第七条の十二又は第七条の十三第一項の同意を要する場合には、当該同意が得られている市街地再開発事業	都市再開発法第十一条第一款及び事業計画が定められているとともに、同法第十四条第一項の同意が得られており、かつ、同法第十二条第一項において準用する同法第七条の十二の同意又は同法第十三条の規定による参加の機会の付与を要する場合には、当該同意が得られており、又は当該参加の機会が与えられている市街地再開発事業	都市再開発法第十一条第一款及び事業計画が定められているとともに、同法第十四条第一項の同意が得られており、かつ、同法第十二条第一項において準用する同法第七条の十二の同意又は同法第十三条の規定による参加の機会の付与を要する場合には、当該同意が得られており、又は当該参加の機会が与えられている市街地再開発事業
---	---	---	---

(都市再開発法の特例)
第二十三条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略都市計画施設整備事業(国家戦略特別区域内において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために次の表の上欄に掲げる者を実施主体として行われる市街地再開発事業(都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業をいう。以下この項において同じ。)であつて、同表の中欄に掲げるものをいう。以下この条及び別表の十二の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、それぞれ当該実施主体に対する次の表の下欄に掲げる認可があつたものとみなす。

都市再開発法第五十条の二第三項に規定する再開発会社(第三項第二号において単に「再開発会社」という。)	都市再開発法第五十条の二第一項の規程及び事業計画が定められているとともに、同法第五十条の四第一項の同意が得られており、かつ、同法第五十条の六において読み替えて準用する同法第七十条の十二の同意を要する場合にあっては、当該同意が得られている市街地再開発事業	都市再開発法第五十条の二第一項の認可
地方公共団体(都市再開発法第二条の二第四項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。第三項において同じ。)	都市再開発法第五十三条第一項及び同条第二項において読み替えて準用する同法第十六条第二項から第五項までに規定する手続が行われており、かつ、同法第五十三条第四項において読み替えて準用する同法第七十条の十二の規定による協議を要する場合にあっては、当該協議が行われている市街地再開発事業	都市再開発法第五十一条第一項の認可
独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社(都市再開発法第二条の二第五項又は第六項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。第三項第三号において「機構等」という。)	都市再開発法第五十八条第一項の施行規程及び事業計画が定められており、かつ、同条第三項において読み替えて準用する同法第七十条の十二の規定による協議を要する場合にあっては、当該協議が行われている市街地再開発事業	都市再開発法第五十八条第一項の認可

2 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略市街地再開発事業を定めようとするときは、あらかじめ、当該国家戦略市街地再開発事業の内容について、当該国家戦略市街地再開発事業の実施主体として当該区域計画に定めようとする者(当該国家戦略特別区域会議を組織する国家戦略特別区域担当大臣等であるものを除き、当該実施主体として市街地再開発組合を定めようとする場合にあつては、都市再開発法第十一

3 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略市街地再開発事業(個人施行者又は地方公共団体を実施主体とするものを除く。)を定めようとするときは、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる国家戦略市街地再開発事業の実施主体として区域計画に定めようとする者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業計

画、規程又は施行規程(以下この条において「事業計画等」という。)を二週間公衆の縦覧に供しななければならない。

一 市街地再開発組合 都市再開発法第十一条第一項の事業計画

二 再開発会社 都市再開発法第五十条の二第二項の規程及び事業計画

三 機構等 都市再開発法第五十八条第一項の施行規程及び事業計画

4 前項の規定により縦覧に供された事業計画等に係る国家戦略市街地再開発事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件について権利を有する者、都市再開発法第九条第五号の参加組合員、同法第五十条の三第一項第五号の特定事業参加者又は同法第五十八条第三項において読み替えて準用する同法第五十二条第二項第五号の特定事業参加者は、当該事業計画等(同法第九条第五号の参加組合員にあつては前項第一号の事業計画に限り、同法第五十条の三第一項第五号の特定事業参加者にあつては前項第二号の規程又は事業計画に限り、同法第五十二条第三項において読み替えて準用する同法第五十二条第二項第五号の特定事業参加者にあつては前項第三号の施行規程又は事業計画に限る。)

5 国家戦略特別区域会議は、前項の規定により意見書の提出があつた場合においては、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採用すべきであると認めるときは、当該意見書に係る国家戦略市街地再開発事業の実施主体として区域

計画に定めようとする者(当該者が市街地再開発組合である場合にあつては、都市再開発法第十一条第一項の定款及び事業計画を定めた者。第七項において同じ。)

6 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。

7 国家戦略市街地再開発事業の実施主体として区域計画に定めようとする者が、第五項の規定により事業計画等に修正を加え、その旨を国家戦略特別区域会議に申告した場合においては、その修正に係る部分について、更に第三項からこの項までに規定する手続を行うべきものとす

(都市再生特別措置法の特例)

第二十四条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略民間都市再生事業(国家戦略特別区域内において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために行われる都市再生特別措置法平成十四年法律第二十二号)第二十条第一項に規定する都市再生事業であつて、同項に規定する民間都市再生事業計画が作成されているものをいう。以下この条及び別表の十三の項において同じ。)

8 内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、当該国家戦略民間都市再生事業の実施主体に対する同法第二十一条第一項の計画の認定があつたものとみなす。

2 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略民間都市再生事業を定めようとするときは、あらかじめ、当該国家戦略民間都市再生事業の内容について、当該国家戦略民間都市再生事業の実施主体として当該区域計画に定めようとする者（当該国家戦略特別区域会議を組織する国家戦略特別区域担当大臣等であるものを除く。）の同意を得なければならない。	じ。）に係る事業をいう。以下この条及び別表の十五の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該地方公共団体事務政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で定めるところにより条例で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で定めるところにより、規制の特例措置を適用する。	して五年間について、内閣府令で定める償還方法により償還するものとして計算した当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高に、内閣総理大臣が定める利子補給率を乗じて計算した額を超えることとならないようにしなければならない。	議（以下「会議」という。）を置く。 （所掌事務） 第二十九条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 国家戦略特別区域の指定に関し、第二条第五項に規定する事項を処理すること。 二 国家戦略特別区域基本方針に関し、第五条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。 三 区域方針に関し、第六条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。 四 区域計画の認定に関し、第八条第八項（第九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。 五 第三十六条第二項に規定する雇用指針に関し、同項に規定する事項を処理すること。 六 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関する重要事項について調査審議すること。 七 第一号から前号までに規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
3 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略民間都市再生事業を定めようとするときは、あらかじめ、都市再生特別措置法第二十一条第三項に規定する公共施設の管理者等（当該国家戦略特別区域会議の構成員であるものを除く。）の意見を聴かなければならない。 （政令等で規定された規制の特例措置） 第二十五条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、政令等規制事業（政令又は主務省令により規定された規制に係る事業をいう。以下この条及び別表の十四の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で定めるところにより、規制の特例措置を適用する。	第二十七条 政府は、認定区域計画に定められている第二条第二項第二号に規定する事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う銀行その他の内閣府令で定める金融機関であつて、当該貸付けの適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの（以下この条において「指定金融機関」という。）が、当該資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金（以下この条において「国家戦略特区支援利子補給金」という。）を支給する旨の契約（以下この条において「利子補給契約」という。）を当該指定金融機関と結ぶことができる。	4 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、国家戦略特区支援利子補給金を支給すべき当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高は、当該貸付けが最初に行われた日から起算して五年間における当該貸付けの貸付残高としなければならない。	（組織） 第三十条 会議は、議長及び議員十人以上をもつて組織する。 第三十一条 議長は、内閣総理大臣をもって充てる。 議長は、会務を総理する。 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する議員が、その職務を代理する。
第二十六条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、地方公共団体事務政令等規制事業（政令又は主務省令により規定された規制（関係地方公共団体の事務に関するものに限る。以下この条において同	2 政府は、毎年度、利子補給契約を結ぶ場合には、各利子補給契約により当該年度において支給することとする国家戦略特区支援利子補給金の額の合計額が、当該年度の予算で定める額を超えることとならないようにしなければならない。	7 内閣総理大臣は、指定金融機関が第一項に規定する指定の要件を欠くに至つたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。	第三十二条 内閣府に、国家戦略特別区域諮問会議（設置） 第二十八条 内閣府に、国家戦略特別区域諮問会
3 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、当該利子補給契約により支給することとする国家戦略特区支援利子補給金の総額が、当該利子補給契約に係る貸付けが最初に行われた日から起算	6 利子補給契約により政府が国家戦略特区支援利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降七年度以内とする。	8 指定金融機関の指定及びその取消しの手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。	第三十三条 議長は、内閣総理大臣をもって充てる。

(議員)

第三十二条 議員は、次に掲げる者をもって充て
る。

一 内閣官房長官

二 国家戦略特別区域担当大臣

三 前二号に掲げる者のほか、国務大臣のうち
から、内閣総理大臣が指定する者

四 経済社会の構造改革の推進による産業の国
際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点
の形成に關し優れた識見を有する者のうちか
ら、内閣総理大臣が任命する者

2 議長は、必要があると認めるときは、第三十
条及び前項の規定にかかわらず、前項第一号か
ら第三号までに掲げる議員である国務大臣以外
の国務大臣を、議案を限つて、議員として、臨
時に會議に参加させることができる。

3 第一項第四号に掲げる議員の数は、同項各号
に掲げる議員の総数の十分の五未満であつては
ならない。

4 第一項第四号に掲げる議員は、非常勤とす
る。

(議員の任期)

第三十三条 前条第一項第四号に掲げる議員の任
期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期
は、前任者の残任期間とする。

2 前項の議員は、再任されることができる。
(資料提出の要求等)

第三十四条 會議は、その所掌事務を遂行するた
め必要があると認めるときは、關係行政機關の
長に對し、資料の提出、意見の表明、説明その
他必要な協力を求めることができる。

2 會議は、その所掌事務を遂行するため特に必
要があると認めるときは、前項に規定する者以
外の者に対しても、必要な協力を依頼すること

ができる。

(政令への委任)

第三十五条 この章に定めるもののほか、會議の
組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定め
る。

第六章 雜則

(個別労働関係紛争の未然防止等のための事業
主に対する援助)

第三十六条 国は、国家戦略特別区域において、
個別労働関係紛争(個別労働関係紛争の解決の
促進に關する法律(平成十三年法律第百二十二号)
第一条に規定する個別労働関係紛争をいう。次
項において同じ。)を未然に防止すること等によ
り、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済
活動の拠点の形成に資する事業の円滑な展開を
図るため、国家戦略特別区域内において新たに
事業所を設置して新たに労働者を雇い入れる外
国会社その他の事業主に対する情報の提供、相
談、助言その他の援助を行うものとする。

2 前項に規定する情報の提供、相談及び助言
は、事業主の要請に応じて雇用指針(個別労働
関係紛争を未然に防止するため、労働契約に係
る判例を分析し、及び分類することにより作成
する雇用管理及び労働契約の在り方に関する指
針であつて、會議の意見を聴いて作成するもの
をいう。)を踏まえて行うものを含むものでなけ
ばならない。

3 内閣総理大臣及び關係行政機關の長は、国家
戦略特別区域會議に對し、当該国家戦略特別区
域會議に係る国家戦略特別区域における第一項
に規定する援助の実施状況に關する情報を提供
するものとする。

4 国家戦略特別区域會議は、第一項に規定する
援助の実施に關し、内閣総理大臣及び關係行政

機關の長に對し、意見を申し出ることができ
る。

(構造改革特別区域において実施される事業と
の連携)

第三十七条 内閣総理大臣は、第五条第七項の規
定による募集に応じ行われた提案であつて、構
造改革特別区域法第二条の二に規定する構造改
革の推進等に資すると認めるものについては、
同法第三条第四項に規定する提案とみなして、
同項の規定を適用する。

2 構造改革特別区域において実施される事業で
あつて、国家戦略特別区域における産業の国際
競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形
成に資するものについては、内閣総理大臣及び
關係行政機關の長は、その円滑かつ確実な実施
に關し必要な助言その他の援助を行うように努
めなければならない。

(主務省令)

第三十八条 この法律における主務省令は、当該
規制について規定する法律及び法律に基づく命
令(人事院規則、公正取引委員会規則、国家公
安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審
査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全
委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。)を
所管する内閣府又は各省の内閣府令(告示を
含む。)又は省令(告示を含む。)とする。ただ
し、人事院、公正取引委員会、国家公安委員
会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央
労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委
員会の所管に係る規制については、それぞれ人
事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員
会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員
会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会
規則又は原子力規制委員会規則とする。

(命令への委任)

第三十九条 この法律に定めるもののほか、この
法律の実施に關し必要な事項は、命令で定め
る。

(経過措置)

第四十条 この法律の規定に基づき命令又は条例
を制定し、又は改廃する場合においては、それ
ぞれ命令又は条例で、その制定又は改廃に伴い
合理的に必要と判断される範囲内において、所
要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)を
定めることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た
だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定
める日から施行する。

一 第三章、第四章及び第三十六条の規定 公
布の日から起算して四月を超えない範囲内に
おいて政令で定める日

二 附則第五条及び第六条の規定 この法律の
公布の日又は産業競争力強化法(平成二十五
年法律第 号)の公布の日のいずれか遅
い日

三 附則第七条の規定 この法律の公布の日又
は農業の構造改革を推進するための農業経営
基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律
(平成二十五年法律第 号)の公布の日の
いずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、産業の国際競争力の強化及び国
際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点
から、一定の期間内に終了すると見込まれる事
業の業務(高度の専門的な知識、技術又は経験
を必要とするものに限る。)に就く労働者であつ

て、使用者との間で期間の定めのある労働契約を締結するもの（その年収が常時雇用される一般の労働者と比較して高い水準となることが見込まれる者に限る。）その他これに準ずる者について、期間の定めのある労働契約の期間の定めのない労働契約への転換に係る労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）第十八条第一項に規定する通算契約期間の在り方及び期間の定めのある労働契約の締結時、当該労働契約の期間の満了時等において労働に関する法令の規定に違反する行為が生じないようにするために必要な措置その他必要な事項であつて全国において実施することが適切であるものについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置（第三項において「特定措置」という。）を講ずるものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による検討を行うに当たつては、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

3 政府は、特定措置を講ずるために必要な法律案を平成二十六年に開会される国会の常会に提出することを旨とする。

4 政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、地域の特性に応じた多様な教育を実施するに当たり、公立学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する公立学校をいう。以下この項において同じ。）の教育水準の維持向上及び公共性の確保を図りながら、公立学校の管理を民間に委託することを可能とするため、関係地方公共団体との協議の状況を踏まえつつ、この法律の施行後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（訓令又は通達に関する措置）

第三条 関係行政機関の長が発する訓令又は通達のうち国家戦略特別区域に関するものについては、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の必要性に鑑み、この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるものとする。

（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部改正）

第四条 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第六条のうち復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）附則第三条第一項の表に次のように加える改正規定中「表」を「表新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の項の次に」に改める。

（産業競争力強化法の一部改正）

第五条 産業競争力強化法の一部を次のように改正する。

附則第四十四条のうち復興庁設置法附則第三条第一項の表に次のように加える改正規定中「表」を「表国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）の項の次に」に改める。

附則第四十五条を削る。

（産業競争力強化法の一部改正に伴う調整規定）

第六条 産業競争力強化法の施行の日が国際的な

子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の施行の日前である場合には、前条のうち産業競争力強化法附則第四十四条の改正規定中「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）」とあるのは、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）」とする。

（農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第七条 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第二十四条 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「第十八条第二項第四号」を「第十八条第二項第五号」に改める。

（内閣府設置法の一部改正）

第八条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「事項」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同項中第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 国家戦略特別区域（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第 号）第二条第一項に規定する国家戦略特別区域をいう。第三項第三号の七において同じ。）における産業の国際競争力の強化及び国際的な

経済活動の拠点の形成の推進を図るための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第三号の六の次に次の一号を加える。

三の七 国家戦略特別区域の指定に関すること、国家戦略特別区域法第八条第一項に規定する区域計画に関すること、同法第二十七條第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給に関すること並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

第四条第三項第六号の二中「第一項第三号の二」を「第一項第三号の三」に改める。

第十八条第二項の表中

災害対策基本法	を	
	中央	国家
戦略特別区域諮問会議	国家戦略特別区域法	
防災会議	災害対策基本法	

に改める。

（国と地方の協議の場に関する法律の一部改正）

第九条 国と地方の協議の場に関する法律（平成二十三年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第一項第二号中「第四条第

一項第三号の二を「第四条第一項第三号の三」に改める。
附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

(復興庁設置法の一部改正)
第十条 復興庁設置法の一部を次のように改正する。
附則第三条第一項の表に次のように加える。

国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第 号)	第三十八条	又は各省の内閣府令、復興庁又は各省の内閣府令(告示を含む)、復興庁令
------------------------	-------	------------------------------------

(復興庁設置法の一部改正に伴う調整規定)
第十一条 この法律の公布の日が産業競争力強化法の公布の日前である場合には、附則第五条(産業競争力強化法附則第四十四条の改正規定に係る部分に限る。)及び第六条の規定は、適用しない。
別表(第二条関係)

項	事 業	関 係 条 項
一	国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業	第十二条
二	国家戦略特別区域高度医療提供事業	第十三条
三	国家戦略建築物整備事業	第十四条
四	国家戦略住宅整備事業	第十五条
五	国家戦略道路占用事業	第十六条
六	農業法人経営多角化等促進事業	第十七条
七	農地等効率的利用促進事業	第十八条
八	国家戦略土地画整理事業	第十九条
九	国家戦略都市計画建築物等整備事業	第二十条
十	国家戦略開発事業	第二十一条
十一	国家戦略都市計画施設整備事業	第二十二条
十二	国家戦略市街地再開発事業	第二十三条
十三	国家戦略民間都市再生事業	第二十四条

十四	政令等規制事業で第二十五条の規定による政令又は内閣府令・主務省令で定めるもの	第二十五条
十五	地方公共団体事務政令等規制事業で第二十六条の規定による政令又は内閣府令・主務省令で定めるもの	第二十六条

理 由

我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家戦略特別区域法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国家戦略特別区域基本方針

政府は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針(以下「国家戦略特別区域基本方針」という。)を定めなければならないものとする。

2 区域計画の認定等

(一) 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域ごとに、国家戦略特別区域基本方針に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する方針(以下「区域方針」という。)を定めるものとする。

(二) 国家戦略特別区域ごとに、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を目的とする計画(以下「区域計画」という。)の作成、認定区域計画の実施に係る連絡調整並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関し必要な協議を行うため、国家戦略特別区域担当大臣及び関係地方公共団体の長は、国家戦略特別区域会議を組織するものとする。

(三) 国家戦略特別区域會議は、国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に即して、区域計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。

3 規制の特例措置等
認定区域計画に基づく事業に対して、旅館業法等の規制の特例措置等を講ずるものとする。

4 国家戦略特別区域諮問會議
内閣府に、国家戦略特別区域の指定に関する事項等の事務をつかさどる国家戦略特別区域諮問會議を置くものとする。

5 施行期日等
(一) この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行するものとする。

(二) 労働契約法及び学校教育法等について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するため必要な措置を講ずるものであり、おおむね妥当なものと認めるが、国家戦略特別区域會議は、国家戦略特別区域計画に、構造改革特別区域法に規定する特定事業、規制の特例措置の内容等を記載することができるとし、内閣総理大臣から認定を受けた当該計画については、当該認定を構造改革特別区域法に規定する認定とみなして同法に規定する規制の特例措置を適用するものとする、内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、国家戦略特別区域會議に対し、個別労働関係紛争の未然防止等のための事業主に対する援助の実施に関し国家戦略特別区域會議から申出があつた意見について意見を述べ

べるものとし、国家戦略特別区域會議は、内閣総理大臣及び関係行政機関の長が述べた意見を尊重するものとする、政府は、毎年、国家戦略特区支援利子補給金の活用及び認定区域計画に定められている国家戦略特区支援利子補給金に係る事業の実施の状況について検討を加え、その結果に基づいて、この法律の施行後三年以内に、必要な措置を講ずるものとする、この修正を行う必要があるものと認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成二十五年十一月二十日

内閣委員 柴山 昌彦

衆議院議長 伊吹 文明殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 国家戦略特別区域基本方針(第五条)

第三章 区域計画の認定等(第六条—第十二条)

第四章 認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等(第十三条—第二十七条)

第五章 国家戦略特別区域諮問會議(第二十八条—第三十五条)

第六章 雑則(第三十六条—第四十条)

附則

(定義等)

第二条 この法律において「国家戦略特別区域」と

は、当該区域において、高度な技術に関する研究開発若しくはその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業その他の産業の国際競争力の強化に資する事業又は国際的な経済活動に関連する居住者、来訪者若しくは滞在者を増加させるための市街地の整備に関する事業その他の国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれる区域として政令で定める区域をいう。

2 この法律において「特定事業」とは、○次に掲げる事業をいう。

一 別表に掲げる事業で、第十二条から第二十六条までの規定による規制の特例措置の適用を受けるもの

二 産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる内閣府令で定める事業であつて第二十七条第一項に規定する指定金融機関から当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを受けて行われるもの

3 この法律において「規制の特例措置」とは、○次に掲げる法律により規定された規制についての第十二条から第二十四条までに規定する法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令(以下この項において「政令等」という。)により規定された規制についての第二十五条の規定による政令若し

くは内閣府令(告示を含む。)、主務省令(第三十八条ただし書に規定する規制にあつては、主務省令。以下内閣府令・主務省令という。又は第二十六条の規定による条例で規定する政令等の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし地方公共団体がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。

4 この法律において「地方公共団体」とは、都道府県、市町村(特別区を含む。第十七条及び第十八条を除き、以下同じ。又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合をいい、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四条第一項の規定による港務局を含むものとする。

5 内閣総理大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、国家戦略特別区域諮問會議及び関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

(関連する施策との連携)
第四条 国及び地方公共団体は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の推進に当たつては、構造改革特別区域(構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第二条第一項に規定する構造改革特別区域をいう。○第十條第二項及び○第三十七條第二項において同じ。)における経済社会の構造改革の推進に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めなければならない。

(国家戦略特別区域会議)

第七条 国家戦略特別区域ごとに、次条第一項に

規定する区域計画(第三項第二号において単に

「区域計画」という。)の作成、第十〇条第一項に

規定する認定区域計画(同号において単に「認定

区域計画」という。)の実施に係る連絡調整並び

に国家戦略特別区域における産業の国際競争力

の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関

し必要な協議(第四項及び第五項において「区域

計画の作成等」という。)を行うため、次に掲げ

る者は、国家戦略特別区域会議を組織する。

一 国家戦略特別区域担当大臣、内閣府設置法

(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に

規定する特命担当大臣であつて、同項の規定

により命を受けて同法第四条第一項第三号の

二に掲げる事項に関する事務及び同条第三項

第三号の七に掲げる事務を掌理するものをい

う。以下同じ。)

二 関係地方公共団体の長

2 内閣総理大臣は、区域方針に即して、国家戦

略特別区域における産業の国際競争力の強化又

は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資する

と認める特定事業を実施すると見込まれる者と

して、公募その他の政令で定める方法により選

定した者を、国家戦略特別区域会議に構成員と

して加えるものとする。

3 国家戦略特別区域担当大臣及び関係地方公共

団体の長は、必要と認めるときは、協議して、

次に掲げる者を、国家戦略特別区域会議に構成

員として加えることができる。

一 国の関係行政機関の長(当該行政機関が合

議制の機関である場合にあつては、当該行政

機関。以下同じ。)

二 国家戦略特別区域会議が作成しようとする

区域計画又は認定区域計画及びその実施に関

し密接な関係を有する者

4 国家戦略特別区域会議は、区域計画の作成等

を行うため必要があると認めるときは、国の行

政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行

機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明

その他必要な協力を求めることができる。

5 国家戦略特別区域会議は、区域計画の作成等

を行うため特に必要があると認めるときは、前

項に規定する者以外の者に対しても、必要な協

力を依頼することができる。

6 国家戦略特別区域会議において協議が調つた

事項については、その構成員は、その協議の結

果を尊重しなければならない。

7 国家戦略特別区域会議の庶務は、内閣府にお

いて処理する。

8 前各項に定めるもののほか、国家戦略特別区

域会議の運営に関し必要な事項は、国家戦略特

別区域会議が定める。

(区域計画の認定)

第八条 国家戦略特別区域会議は、国家戦略特別

区域基本方針及び区域方針に即して、内閣府令

で定めるところにより、国家戦略特別区域にお

ける産業の国際競争力の強化及び国際的な経済

活動の拠点の形成を図るための計画(以下「区域

計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定

2 区域計画には、次に掲げる事項を定めるもの

とする。

一 国家戦略特別区域の名称

二 第六条第二項第一号の目標を達成するため

に国家戦略特別区域において実施し又はその

実施を促進しようとする特定事業の内容及び

実施主体に関する事項

三 前号に規定する特定事業ごとの第十二条か

ら第二十六条までの規定による規制の特例措

置の内容

四 前二号に掲げるもののほか、第二号に規定

する特定事業に関する事項

五 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼ

す経済的社会的効果

六 前各号に掲げるもののほか、国家戦略特別

区域における産業の国際競争力の強化及び国

際的な経済活動の拠点の形成のために必要な

事項

3 国家戦略特別区域会議は、区域計画に前項第

二号に規定する特定事業の実施主体として特定

の者を定めようとするときは、あらかじめ、内

閣府令で定めるところにより、当該特定事業の

内容及び当該特定事業の実施主体として当該区

域計画に定めようとする者について公表しなけ

ればならない。

4 前項の規定による公表があつた場合において、

当該特定事業を実施しようとする者(当該

公表がされた者を除く。)は、内閣府令で定める

ところにより、国家戦略特別区域会議に対し

て、自己を当該特定事業の実施主体として加え

5 国家戦略特別区域会議は、前項の規定による

申出があつた場合において、当該申出をした者

が実施しようとする特定事業が国家戦略特別区

域における産業の国際競争力の強化又は国際的

な経済活動の拠点の形成に資すると認めるとき

は、当該申出に応じるものとする。

6 区域計画は、国家戦略特別区域会議の構成員

が相互に密接な連携の下に協議した上で、国家

戦略特別区域担当大臣、関係地方公共団体の長

及び前条第二項に規定する構成員(以下「国家戦

略特別区域担当大臣等」という。)の全員の合意

により作成するものとする。

7 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の

申請があつた場合において、区域計画が次に掲

げる基準に適合すると認めるときは、その認定

をするものとする。

一 国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に

適合するものであること。

二 区域計画の実施が国家戦略特別区域におけ

る産業の国際競争力の強化及び国際的な経済

活動の拠点の形成に相当程度寄与するもので

あると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるも

のであること。

8 内閣総理大臣は、前項の認定(以下この条及

び次条第一項において単に「認定」という。)を行

うに際し必要と認めるときは、国家戦略特別区

域諮問会議に対し、意見を求めることができる。

9 内閣総理大臣は、認定をしようとするとき

は、区域計画に定められた特定事業第二十条第

おいて同じ。)に關する事項について、当該特定事業に係る關係行政機関の長(以下この章において単に「關係行政機関の長」という。)の同意を得なければならない。この場合において、当該關係行政機関の長は、当該特定事業が、法律により規定された規制に係るものにあつては第十三条から第二十四条までの規定で、政令又は主務省令により規定された規制に係るものにあつては国家戦略特別区域基本方針に即して第二十五条の規定による政令若しくは内閣府令・主務省令で又は第二十六條の規定による政令若しくは内閣府令・主務省令で定めるところにより条

第十條 国家戦略特別区域会議は、

業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要と認めるときは、区域計画に、次に掲げる事項を定めることができる。

- 一 国家戦略特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする構造改革特別区域法第二條第二項に規定する特定事業の内容、実施主体及び開始の日に関する事項
- 二 前号に規定する特定事業(一)の構造改革特別区域法第四章の規定による規制の特例措置の内容
- 三 第一号に規定する特定事業を実施し又はその実施を促進しようとする区域(第三項において「特定事業実施区域」という。)の範囲

二 前項各号に掲げる事項を記載した区域計画について第八條第一項の規定による認定の申請があつた場合における同条の規定の適用については、同条第九項中「以下この項において同じ。」とあるのは「及び第十條第一項第一号に規定する特定事業(以下この項において「特定事業等」という。)」と、「当該特定事業」

とあるのは「当該特定事業等」と、「第十三条から第二十五条まで」とあるのは「第十三条から第二十五条まで及び構造改革特別区域法第四章」と、「又は」とあるのは「構造改革特別区域基本方針(構造改革特別区域法第三條第一項に規定する構造改革特別区域基本方針をいう。に即して構造改革特別区域法第三十四條の規定による政令若しくは主務省令で、)と、(条例でとあるのは「条例で又は同法第三十五条の規定による政令若しくは主務省令で定めるところにより条例で」とする。

3 第一項各号に掲げる事項を記載した区域計画で第八條第七項の認定を受けたもの(第一項各号に掲げる事項を定めた部分に限るものとし、前条第一項の変更の認定を受けたものを含む。次項及び第五項において同じ。については、第八條第七項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。次項において同じ。を構造改革特別区域法第四條第九項の認定同法第六條第一項の変更の認定を含む。次項において同じ。と、第八條第七項の認定を受けた区域計画(前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項において同じ。を同法第四條第九項の認定を受けた構造改革特別区域計画同法第六條第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項において同じ。と、特定事業実施区域を構造改革特別区域と、第二條第一項の政令の改廃により国家戦略特別区域でなくなった場合及び次条第一項の規定により第八條第七項の認定が取り消された場合を同法第九條第一項の規定により認定が取り消された場合とみなして、同法第四章の規定を適用する。この場合において、同章(第十二條第一項を除く。)中「地方公共団体」が、その」とあるのは「国家戦略特別区域会議が、その」と、同法第十二條同法第五項及び第十一項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律昭和三十一年法律第六十二号(の項を除く。及び第十三條同法第四項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律の項を除く。中「受けた地方公共団体」とあるのは「受けた国家戦略特別区域会議(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第二號)第七條第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。に)に係る關係地方公共団体」と、同法第十二條第五項、第二十條第三項、第二十四條第二項及び第五項並びに第二十九條第二項及び第三項中「受けた地方公共団体」とあるのは「受けた国家戦略特別区域会議に係る關係地方公共団体」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

とあるのは「当該特定事業等」と、「第十三条から第二十五条まで」とあるのは「第十三条から第二十五条まで及び構造改革特別区域法第四章」と、「又は」とあるのは「構造改革特別区域基本方針(構造改革特別区域法第三條第一項に規定する構造改革特別区域基本方針をいう。に即して構造改革特別区域法第三十四條の規定による政令若しくは主務省令で、)と、(条例でとあるのは「条例で又は同法第三十五条の規定による政令若しくは主務省令で定めるところにより条例で」とする。

第十二條第一項	地方公共団体が	国家戦略特別区域会議(国家戦略特別区域法平成二十五年法律第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。以下同じ。が	号)第七條
第十二條第十一項	地方公共団体の長の組織及び運営に関する法律昭和三十一年法律第六十二号(の項	国家戦略特別区域会議(国家戦略特別区域法平成二十五年法律第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。以下この条において同じ。)に係る關係地方公共団体の長	号)第七條
第十三條第四項	地方公共団体の長	国家戦略特別区域会議(国家戦略特別区域法平成二十五年法律第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。以下この条において同じ。)に係る關係地方公共団体の長	号)第七條
第十四條第四項	地方公共団体の長	国家戦略特別区域会議(国家戦略特別区域法平成二十五年法律第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。以下この条において同じ。)に係る關係地方公共団体の長	号)第七條
第十五條第一項	都道府県が、都道府県知事	国家戦略特別区域会議が、当該国家戦略特別区域会議に係る關係地方公共団体である都道府県の知事	号)第七條
第十五條第二項	前項	国家戦略特別区域会議が前項	号)第七條
第十九條第一項各号列記以外の部分	市町村の教育委員会が、当該市町村	当該国家戦略特別区域会議	号)第七條
第十九條第一項第一号及び第二号	市町村の教育委員会が、同項各号	国家戦略特別区域会議(国家戦略特別区域法平成二十五年法律第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。第五條第七項において同じ。)に係る關係地方公共団体である市町村の教育委員会が同項各号	号)第七條
第十九條第一項第三号	市町村の教育委員会	国家戦略特別区域会議に係る關係地方公共団体である市町村の教育委員会	号)第七條
第二十條第一項	市町村が	国家戦略特別区域会議が設定	号)第七條
第二十三條第一項	市町村(地域保健法(昭和二十二年法律第一一號)第五條第一項の規定に基づく政令で定める市を除く。以下この条及び別表第十三号において同じ。)	国家戦略特別区域会議に係る關係地方公共団体である市町村が	号)第七條

	市町村の区域	国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体である市町村（地域保健法（昭和二十二年法律第一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市を除く。以下この条及び別表第十三号において同じ。）の区域
第二十三条第二項	市町村（	国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第 号）第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。）に係る関係地方公共団体である市町村（
第二十四条第一項 第一号から第三号 まで及び第六項	地方公共団体	国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体
第二十八条第四項	場合、同項	場合、国家戦略特別区域法第二十一条第一項の政令の改正により国家戦略特別区域の区域の変更（当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域（同法第十條第一項第三号に規定する特定事業実施区域をいう。次条第三項において同じ。）内に所在しないこととなるものに限る。）がされた場合、同法第九条第一項の規定による認定区域計画の変更（特定事業として別表第十八号に掲げる特定農業者による特定酒類の製造事業を定めないこととするものに限る。）の認定があった場合、第一項
第二十八条の二第二 項第一号及び第二 号	地方公共団体	国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体
第二十八条の二第二 項	又は同項	、国家戦略特別区域法第二十一条第一項の政令の改正により国家戦略特別区域の区域の変更（当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域内に所在しないこととなるものに限る。）がされた場合、同法第九条第一項の規定による認定区域計画の変更（特定事業として別表第十八号に掲げる特定酒類の製造事業を定めないこととするものに限る。）の認定があった場合又は第一項
第二十九条第一項	地方公共団体の教育委員会	国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体の教育委員会
第二十九条第四項	地方公共団体の長がその施設を管理する高等専門学校 地方公共団体の長がその施設を管理する学校 地方公共団体の長がその施設を管理する公立学校	国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第 号）第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。以下この項において同じ。）に係る関係地方公共団体の長がその施設を管理する高等専門学校 国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体の長がその施設を管理する学校 国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第 号）第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。）に係る関係地方公共団体の長がその施設を管理する公立学校
第三十一条第一項	地方公共団体を	国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体を
第三十二条	地方公共団体が	国家戦略特別区域会議が
第三十三条	地方公共団体の	国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体の

4 第一項各号に掲げる事項を記載した区域計画で第八条第七項の認定を受けたものについては、同項の認定を構造改革特別区域法第四条第九項の認定と、第八条第七項の認定を受けた区域計画を同法第四条第九項の認定を受けた構造改革特別区域計画と、第一項第二号の規制の特例措置（同法第十八条の規定によるものに限る。）を同法第二条第三項の規制の特例措置（同法第十八条の規定によるものに限る。）とみなして、同法第八条第二項及び第十八条（同項に係る部分に限る。）の規定を適用する。

この場合において、同項中「地方公共団体」とあるのは「国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第 号）第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。）に係る関係地方公共団体」と、同法第十八条第二項中「同法第八条第二項」とあるのは「国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第 号）第十条第四項の規定により読み替えて適用される構造改革特別区域法第八条第二項」とする。

5 第一項各号に掲げる事項を記載した区域計画で第八条第七項の認定を受けたものについては、第一項第二号の規制の特例措置を構造改革特別区域法第二十一条第三項の規制の特例措置とみなして、同法第四十七条の規定を適用する。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項各号に掲げる事項を記載した区域計画についてのこの法律及び構造改革特別区域法の規定の適用に関し必要な就替えは、政令で定める。

（認定の取消し）

第十〇条 内閣総理大臣は、認定区域計画（認定区域計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）が第八条第七項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、同項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。第十二条及び第十七条第四項第一号を除き、以下単に「認定」という。）を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣に対し、前項の規定による認定の取消しに関し必要と認める意見を申し出ることができる。

3 第八条第十項の規定は、第一項の規定による認定区域計画の認定の取消しについて準用する。

（認定区域計画の進捗状況に関する評価）

第十二条（略）

第十三条（旅館業法の特例）

第十二条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域域外国人滞在施設経営事業（国家戦略特別区域において、外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸借契約及びこれに付随する契約に基づき一定期間以上使用させるとともに当該施設の使用方法に関する外国語を用いた案内その他の外国人旅客の滞在必に必要な役務を提供する事業（その一部が旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業に該当するものに限る。）として政令で定める要件に該当する事業をいう。以下この条及び別表の一の項において同じ。）を定めた区域計画について、第八条第七項の内閣総理大臣の認定（第九条第一項の変更の認定を含む。以下この項及び第九項第二号において「内閣総理大臣認定」という。）を申請し、その内閣総理大臣認定を受けたときは、当該内閣総理大臣認定の日以後は、当該国家戦略特別区域域外国人滞在施設経営事業を行うとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、その行おうとする事業が当該政令で定める要件に該当している旨の都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下この条において同じ。）の認定（以下この条において「特定認定」という。）を受けることができる。

2 特定認定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書及び厚生労働省令で定める添付書類を都道府県知事に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 その行おうとする事業の内容 三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項	8 都道府県知事は、この条の規定の施行に必要な限度において、認定事業者に対し、認定事業の実施状況について報告を求めることができる。 9 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、特定認定を取り消すことができる。 一 第九条第一項の規定による認定区域計画の変更(第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を定めないこととするものに限る。)の認定があつたとき。 二 第十条第一項の規定により認定区域計画(第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を定めたものに限る。)の内閣総理大臣認定が取り消されたとき。 三 認定事業者が行う認定事業が第一項の政令で定める要件に該当しなくなつたと認めるとき。 四 認定事業者が不正の手段により特定認定を受けたとき。 五 認定事業者が第五項又は第七項の規定に違反したとき。 六 認定事業者が前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 (医療法の特例) 第十四条 (略) (建築基準法の特例) 第十四条 (略) 第十五条 (略)	(道路法の特例) 第十六条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略道路占用事業(国家戦略特別区域内において、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十二条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる施設、工作物又は物件(以下この項及び次項において「施設等」という。)のうち、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与し、道路(同法による道路をいう。以下この項及び次項において同じ。)の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるものの設置(道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)であつて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可に係るものを促進する事業をいう。以下この条及び別表の五の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域計画に定められた次項の区域に係る道路管理者(同法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。)は、同法第三十三条第一項の規定にかかわらず、当該国家戦略道路占用事業に係る施設等のための道路の占用(同法第三十二条第二項第一号に規定する道路の占用をいい、同法第三十三条第二項に規定するものを除く。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するものについて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可を与えることができる。 一 道路法第三十三条第一項の政令で定める基	準に適合するものであること。 二 その他安全かつ円滑な交通を確保するために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。 2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略道路占用事業に係る施設等の種類ごとに当該施設等を設ける道路の区域を定めるものとする。 3 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略道路占用事業を定めようとするときは、あらかじめ、当該区域計画に定めようとする前項の区域を管轄する都道府県公安委員会に協議し、その同意を得なければならない。 4 第一項の許可に係る道路法第三十二条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、同法第三十二条第二項中「申請書」とあるのは「申請書に、国家戦略特別区域法平成二十五年法律第 号 第十六条第一項に規定する措置を記載した書面を添付して」と、同法第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。 (農地法の特例) 第十七条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、農業法人経営多角化等促進事業(国家戦略特別区域において農業を行う法人が、その農業経営の多角化及び高度化を図ることを促進する事業をいう。以下この条及び別表の六の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域計画に定められた次項の
3 都道府県知事は、特定認定の申請に係る事業が第一項の政令で定める要件に該当すると認めるときは、特定認定をするものとする。 4 特定認定(次項の変更の認定を含む。以下この項及び第九項において同じ。)を受けた者(以下この条において「認定事業者」という。)が行う当該特定認定を受けた事業(第八項及び第九項第三号において「認定事業」という。)については、旅館業法第三条第一項の規定は、適用しない。 5 認定事業者は、第二項第二号又は第三号に掲げる事項の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、その変更が厚生労働省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。 6 第三項の規定は、前項の変更の認定について準用する。 7 認定事業者は、第二項第一号に掲げる事項の変更又は第五項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。			

区域内にある農地等(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地をいう。以下同じ。)を管轄する農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長)は、農業生産法人(農地法第二条第三項に規定する農業生産法人をいう。第三項において同じ。)以外の法人で、次に掲げる要件の全てを満たしているもの(第三項において「特例農業法人」という。)が当該区域内にある農地等について同法第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合には、同条第二項(第二号及び第四号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、同条第一項の許可をすることができる。

一 その法人が、農地法第二条第三項(第三号に係る部分を除く。)に規定する要件を満たしていること。

二 その法人の常時従事者(農地法第二条第三項第二号に規定する常時従事者をいう。)たる構成員が理事等(同項第三号に規定する理事等をいう。以下この項において同じ。)の数の過半を占め、かつ、当該過半を占める理事等のうち一人以上の者が、その法人の行う農業(同条第三項第一号に規定する農業をいう。)に必要な農作業に農林水産省令で定める日数以上従事すると認められるものであること。

三 その法人がその生産した農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他農林水産省令で定める事業を行うと認められる

ものであり、かつ、その法人の前号の過半を占める理事等のうち一人以上の者が当該事業に従事すると認められるものであること。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、農業法人経営多角化等促進事業を実施する区域を定めるものとする。

3 前項の区域においては、特例農業法人(第一項の規定によりされた農地法第三条第一項の許可を受けたもの並びに農業生産法人が農業生産法人でなくなった場合(農業生産法人が合併によつて解散し、又は分割をした場合において、当該合併によつて設立し、若しくは当該合併後存続する法人又は当該分割によつて農地等について同項本文に掲げる権利を承継した法人が農業生産法人でない場合を含む。))におけるその法人及びその一般承継人で、第一項各号に掲げる要件の全てを満たしているものに限る。)は、同法(第二条第三項及び第三条第二項(第二号及び第四号に係る部分に限る。))を除く。)の規定の適用については、農業生産法人とみなす。この場合において、同法第六条第一項中「農業生産法人でなくなった」とあるのは「農業生産法人要件(第二条第三項に規定する要件をいう。以下同じ。)(又は特例農業法人要件(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第 号)第十七条第一項各号に掲げる要件をいう。以下同じ。))のいずれをも満たさなくなつた」と、「農業生産法人でない」とあるのは「農業生産法人要件又は特例農業法人要件のいずれをも満たさない」と、同条第二項中「第二条第三項各号に掲げる要件」とあるのは「特例農業法人要件」と、「とき」とあるのは「とき(農業生産法人要件を満たす見込みがあるときを認めるときを除く。))と、同法第七条の見出し及び同条第一項中「農業生産法人でなくなった」とあるのは「農業生産法人要件又は特例農業法人要件のいずれをも満たさなくなつた」と、同条第五項中「第二条第三項各号に掲げる要件のすべて」とあるのは「農業生産法人要件又は特例農業法人要件のいずれかと、同法第十八条第二項第四号中「農業生産法人でなくなった」とあるのは「農業生産法人要件又は特例農業法人要件のいずれをも満たさなくなつた」とする。

4 次に掲げる事由が生じた場合においては、政令で、当該事由の発生に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

一 第九条第一項の規定による認定区域計画の変更(第二項の区域を変更するもの又は第八条第二項第二号に規定する特定事業として農業法人経営多角化等促進事業を定めないこととするものに限る。)の認定

二 第十条第一項の規定による認定区域計画(第八条第二項第二号に規定する特定事業として農業法人経営多角化等促進事業を定めただけのものに限る。)の認定の取消し

5 第一項中市町村又は市町村長に関する部分の規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(農業委員会等に関する法律第三十五条第二項の規定により区ごとに農

業委員会を置かないこととされたものを除く。次条第六項において単に「指定都市」という。)にあつては区又は区長に適用する。

第十八条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、農地等効率的利用促進事業(農地等の権利移動の許可に係る市町村の権限について、市町村長及び当該市町村の農業委員会がこの項の規定による合意をすることにより、国家戦略特別区域において、農地等を効率的に利用する者による地域との調和に配慮した農地等についての権利の取得の促進をすることにより、当該区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、市町村長と当該市町村の農業委員会との間で、当該区域計画に定められた次項の区域内にある農地等であつて当該農業委員会が管轄するものについての農地法第三条第一項本文に掲げる権利の設定又は移転に係る当該農業委員会の事務(同条又は同法第三条の二の規定により農業委員会が行うこととされている事務に限り、これらの事務に密接な関連のある事務であつて、同法その他の法令の規定により農業委員会が行うこととされているもの)のうち、政令で定めるものを含む。)の全部又は一部(以下この条において「特例分担事務」という。)を当該市町村長が行うことにつき、その適正な実施に支障がなく、かつ、農地等を効率的に利用する者による地域との調和に配慮した農地等についての権利の取得の促進に資すると認めて、合意がされた場合には、当該

市町村長は、農地法その他の法令の規定にかかわらず、当該区域において特例分担事務を行うものとする。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、農地等効率的利用促進事業を実施する区域を定めるものとする。

3 市町村長は、第一項の規定による合意をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。当該合意の内容を変更し、又は解除したときも、同様とする。

4 第一項の規定により特例分担事務を行う市町村長は、農林水産省令で定めるところにより、同項の規定による合意の当事者である農業委員会に対し、特例分担事務の処理状況を報告するものとする。

5 第一項の規定により市町村長が特例分担事務を行う場合における農地法第五十条及び第五十八条第一項の規定の適用については、同法第五十条中「農業委員会」とあるのは「国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第 号)第十八条

第一項の規定により同項に規定する特例分担事務を行う市町村長」と、同項中「処理に関し、農業委員会」とあるのは「うち国家戦略特別区域法第十八条第一項の規定により市町村長が行うものの処理に関し、市町村長」とする。

6 第一項及び前三項中市町村又は市町村長に関する部分の規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、指定都市にあつては区又は区長に適用する。

(土地区画整理法の特例)

第十九条 (略)

(都市計画法の特例)

第二十〇条 (略)

第二二〇条 (略)

第二二二条 (略)

(都市再開発法の特例)

第二二三条 (略)

(都市再生特別措置法の特例)

第二二四条 (略)

(政令等で規定された規制の特例措置)

第二二五条 (略)

(地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置)

第二二六条 (略)

(国家戦略特区支援利子補給金の支給)

第二二七条 政府は、認定区域計画に定められて

いる第二二条第二項第二号に規定する事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う銀行その他の内閣府令で定める金融機関であつて、当該貸付けの適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣府令で指定するもの(以下この条において「指定金融機関」という。)が、当該資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金(以下この

条において「国家戦略特区支援利子補給金」という。)を支給する旨の契約(以下この条において「利子補給契約」という。)を当該指定金融機関と結ぶことができる。

2 政府は、毎年度、利子補給契約を結ぶ場合には、各利子補給契約により当該年度において支給することとする国家戦略特区支援利子補給金

の額の合計額が、当該年度の予算で定める額を超えることとならないようにしなければならない。

3 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、当該利子補給契約により支給することとする国家戦略特区支援利子補給金の総額が、当該利子補給契約に係る貸付けが最初に行われた日から起算して五年間について、内閣府令で定める償還方法により償還するものとして計算した当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高に、内閣府令で定める利子補給率を乗じて計算した額を超えることとならないようにしなければならない。

4 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、国家戦略特区支援利子補給金を支給すべき当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高は、当該貸付けが最初に行われた日から起算して五年間における当該貸付けの貸付残高としなければならない。

5 政府は、利子補給契約により国家戦略特区支援利子補給金を支給する場合には、当該利子補給契約において定められた国家戦略特区支援利子補給金の総額の範囲内において、内閣府令で定める期間ごとに、当該期間における当該利子補給契約に係る貸付けの実際の貸付残高(当該貸付残高が第三項の規定により計算した貸付残高を超えるときは、その計算した貸付残高)に同項の利子補給率を乗じて計算した額を、内閣府令で定めるところにより、支給するものとする。

6 利子補給契約により政府が国家戦略特区支援利子補給金を支給することができる年限は、当

該利子補給契約をした会計年度以降七年度以内とする。

7 内閣府令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

8 指定金融機関の指定及びその取消しの手続に

関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(設置)

第二二八条 (略)

(所掌事務)

第二二九条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国家戦略特別区域の指定に関し、第二二条第五項に規定する事項を処理すること。

二 国家戦略特別区域基本方針に関し、第五条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。

三 区域方針に関し、第六条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。

四 区域計画の認定に関し、第八条第八項第九条第二項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。

五 第三十六条第二項に規定する雇用指針に関し、同項に規定する事項を処理すること。

六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項は、指定金融機関が第一項に規定する指定の要件を欠くに至つたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

七 第一号から前号までに規定する事項に関

し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第三十〇条 (略)

(議長)

第三〇一条 (略)

(議員)

第三〇二条 議員は、次に掲げる者をもって充て

一 内閣官房長官

二 国家戦略特別区域担当大臣

三 前二号に掲げる者のほか、国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

四 経済社会の構造改革の推進による産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 議長は、必要があると認めるときは、第三〇一条及び前項の規定にかかわらず、^{同項}前項第一号から第三号までに掲げる議員である国務大臣以外の国務大臣を、議案を限つて、議員として、臨時に会議に参加させることができる。

3 第一項第四号に掲げる議員の数は、同項各号に掲げる議員の総数の十分の五未満であつてはならない。

4 第一項第四号に掲げる議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第三〇三条 (略)

(資料提出の要求等)

第三〇四条 (略)

(政令への委任)

第三〇五条 (略)

(個別労働関係紛争の未然防止等のための事業主に対する援助)

第三〇六条 国は、国家戦略特別区域において、個別労働関係紛争(個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第一条に規定する個別労働関係紛争をいう。次項において同じ。)を未然に防止すること等により、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業の円滑な展開を図るため、国家戦略特別区域内において新たに事業所を設置して新たに労働者を雇い入れる外国会社その他の事業主に対する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものとする。

2 前項に規定する情報の提供、相談及び助言は、事業主の要請に応じて雇用指針(個別労働関係紛争を未然に防止するため、労働契約に係る判例を分析し、及び分類することにより作成する雇用管理及び労働契約の在り方に関する指針であつて、会議の意見を聴いて作成するものをいう。)を踏まえて行うものを含むものでなければならない。

3 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、国家戦略特別区域会議に対し、当該国家戦略特別区域会議に係る国家戦略特別区域における第一項に規定する援助の実施状況に関する情報を提供するものとする。

4 3 国家戦略特別区域会議は、第一項に規定する

援助の実施に関し、内閣総理大臣及び関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

4 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、国家戦略特別区域会議に対し、当該国家戦略特別区域会議に係る国家戦略特別区域における第一項に規定する援助の実施状況に関する情報を提供することともに、前項の意見について意見を述べるものとする。

5 国家戦略特別区域会議は、前項の規定により内閣総理大臣及び関係行政機関の長が述べた意見を尊重するものとする。

(構造改革特別区域において実施される事業との連携)

第三〇七条 内閣総理大臣は、第五条第七項の規定による募集に応じ行われた提案であつて、構造改革特別区域法第二条の二に規定する構造改革の推進等に資すると認めるものについては、同法第三条第四項に規定する提案とみなして、同項の規定を適用する。

2 構造改革特別区域において実施される事業であつて、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資するものについては、^{○特定事業と相まってより効果を上げるよう、}内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、その円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うように努めなければならない。

(主務省令)

第三〇八条 (略)

(命令への委任)

第三〇九条 (略)

(経過措置)

第四〇一条 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三章、第四章及び第三十六^七条の規定 公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日

二 附則第五条及び第六条の規定 この法律の公布の日又は産業競争力強化法(平成二十五年法律第 号)の公布の日のいずれか遅い日

三 附則第七条の規定 この法律の公布の日又は農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成二十五年法律第 号)の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、一定の期間内に終了すると見込まれる事業の業務(高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とするものに限る。)に就く労働者であつて、使用者との間で期間の定めのある労働契約を締結するもの(その年収が常時雇用される一般の労働者と比較して高い水準となることが見込まれる者に限る。)その他これに準ずる者について、期間の定めのある労働契約の期間の定めのない労働契約への転換に係る労働契約法(平成十九年法律第百二十八号)第十八条第一項に規定する通算契約期間の在り方及び期間の定めのある労働契約の締結時、当該労働契約の期間の満了時等において労働に関する法令の規定

に違反する行為が生じないようにするために必要な措置その他必要な事項であつて全国において実施することが適切であるものについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置(第三項において「特定措置」という。)を講ずるものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による検討を行うに当たつては、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

3 政府は、特定措置を講ずるために必要な法律案を平成二十六年に開会される国会の常会に提出することを旨とする。

4 政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、地域の特性に応じた多様な教育を実施するに当たり、公立学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する公立学校をいう。以下この項において同じ。)の教育水準の維持向上及び公共性の確保を図りながら、公立学校の管理を民間に委託することを可能とするため、関係地方公共団体との協議の状況を踏まえつつ、この法律の施行後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5 政府は、毎年、国家戦略特区支援利子補給金の活用及び認定区域計画に定められている第二条第二項第二号に規定する事業の実施の状況について検討を加え、その結果に基づいて、この法律の施行後三年以内に、必要な措置を講ずるものとする。

15⁶ 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の一部改正)

第七条 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の一部を次のように改正する。
附則に次の一条を加える。

(国家戦略特別区域法の一部改正)
第二十四条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「第十八条第二項第四号」を「第十八条第二項第五号」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第八条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号の六の次に次の一号を加える。

三の七 国家戦略特別区域の指定に関すること、国家戦略特別区域法第八条第一項に規定する区域計画に関すること、同法第二十七條第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給に関すること並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

(復興庁設置法の一部改正)

第十条 復興庁設置法の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表に次のように加える。

別表(第二条関係)

項		事 業		関係条項
一	国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業	九	第三十八條	第十二條
二	国家戦略特別区域高度医療提供事業	四	第十三條	第十三條
三	国家戦略建築物整備事業	五	第十四條	第十四條
四	国家戦略住宅整備事業	六	第十五條	第十五條
五	国家戦略道路占用事業	七	第十六條	第十六條
六	農業法人経営多角化等促進事業	八	第十七條	第十七條
七	農地等効率的利用促進事業	九	第十八條	第十八條
八	国家戦略土地区画整理事業	十	第十九條	第十九條
九	国家戦略都市計画建築物等整備事業	十一	第二十條	第二十條
十	国家戦略開発事業	十二	第二十一條	第二十一條
十一	国家戦略都市計画施設整備事業	十三	第二十二條	第二十二條
十二	国家戦略市街地再開発事業	十四	第二十三條	第二十三條
十三	国家戦略民間都市再生事業	十五	第二十四條	第二十四條
十四	政令等規制事業で第二十五條の規定による政令又は内閣府令・主務省令で定めるもの	十六	第二十五條	第二十五條
十五	地方公共団体事務政令等規制事業で第二十六條の規定による政令又は内閣府令・主務省令で定めるもの	十七	第二十六條	第二十六條

〔別紙〕

国家戦略特別区域法案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一 産業の国際競争力の強化等に関する施策を総合的かつ集中的に推進する総合特別区域法の趣旨を十分踏まえて、本法と総合特別区域法の積極的な連携に努めること。

また、本法及び総合特別区域法の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて、本法において総合特別区域法に規定する規制の特例措置の活用を可能とするなどの必要な措置を講ずること。

二 政府は、国家戦略特別区域会議の構成員として、国家戦略特別区域において実施される特定事業について不断の見直しを行うとともに、国家戦略特別区域会議の他の構成員とも密接に連携して、政府が必要に応じて新たな措置に係る提案の募集や規制の特例措置の追加などの措置を講ずること。

なお、政府は、国家戦略特区支援利子補給金の活用及び認定区域計画に定められている第二条第二項第二号に規定する事業の状況について、一年ごとに検討を加え、その結果を国家戦略特別区域諮問会議等に報告すること。

三 国家戦略特別区域が規制改革の実験場との位置付けを踏まえ、政府の規制改革会議等における検討結果との連携などや関係者との十分な調整も踏まえつつ、規制改革の推進に資する積極的な運用に努めること。

四 国家戦略特別区域において実施される特定事業の進捗状況の的確な管理及び特定事業の適切な選定等が可能となるよう、当該特定事業や国家戦略特別区域諮問会議及び国家戦略特別区域会議に係る情報公開を徹底して行うとともに適正な運営の確保に努めること。

併せて、国会に対して、本法の施行状況等について、定期的に周知すること。

五 政府は、国家戦略特別区域において実施される特定事業の実施による成果を早急に全国に広げるため、規制の特例措置の全国展開や国の政策を総動員するなどの万全の措置を講ずること。

また、本法に基づく提案を行った地方公共団体に対して、当該地方の区域の指定の有無にかかわらず、産業の国際競争力の強化等に資する十分な支援を行うこと。

六 本法に基づく個別労働関係紛争の未然防止等のための事業主に対する援助と併せて、労働者に対して、本法に係る十分な情報の提供等を行うとともに、労働者の職業能力の開発及び向上を促進する施策を積極的に講ずること。なお、当該援助を行うにあたっては、既存の行政組織により現に提供されている援助との関係整理を十分に行うとともに、当該援助が労使双方にとつて公平・公正に行われるように十分に留意すること。

七 本法による国家戦略特別区域をはじめ、構造改革特別区域、総合特別区域の特区制度について、その実施による効果を、公正かつ客観的に評価できる体制を整えること。

また、その評価結果を踏まえて、当該特区制度が一層効果的に実施することが可能となるよう、PDCAサイクルを適用するなど特区制度の万全な運用に努めること。

八 国家戦略特別区域の実効ある事業の実施に資するよう、法人税減税や固定資産税減税などの税制措置及び地方税減免に際しての国税の調整措置などを検討するとともに、国を挙げて産業の国際競争力の強化等に資する支援措置を講ずること。

九 政府は、国家戦略特別区域高度医療提供事業に関し、試験研究の体制の整備、研究者の養成、関係機関の連携その他の必要な措置を講ずるものとする。

十 政府は、国家戦略特別区域に所在する空港及び港湾の管理運営体制の効率化その他の空港、港湾等の物流拠点の強化のために必要な規制の特例措置等を講ずるものとする。

アルコール健康障害対策基本法案
右の議案を提出する。

提出者
内閣委員長 柴山 昌彦
平成二十五年十一月二十日

目次

- アルコール健康障害対策基本法案
- 第一章 総則(第一条―第十一条)
 - 第二章 アルコール健康障害対策推進基本計画等(第十二条―第十四条)
 - 第三章 基本的施策(第十五条―第二十四条)
 - 第四章 アルコール健康障害対策推進会議(第二十五条)

第五章 アルコール健康障害対策関係者会議
(第二十六条・第二十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、酒類が国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いことに鑑み、アルコール健康障害対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、アルコール健康障害対策の基本となる事項を定めること等により、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止を図り、あわせてアルコール健康障害を有する者等に対する支援の充実を図り、もって国民の健康を保護するとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「アルコール健康障害」とは、アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害をいう。

(基本理念)

第三条 アルコール健康障害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、アルコール健康障害を有し、又は有していた者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。

二 アルコール健康障害対策を実施するに当たっては、アルコール健康障害が、飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に密接に関連することに鑑み、アルコール健康障害に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携を図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、アルコール健康障害対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、アルコール健康障害対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第六条 酒類の製造又は販売(飲用に供することを含む。以下同じ)を行う事業者は、国及び地方公共団体が実施するアルコール健康障害対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に配慮するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第七条 国民は、アルコール関連問題(アルコー

ル健康障害及びこれに関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題をいう。以下同じ)に関する関心と理解を深め、アルコール健康障害の予防に必要な注意を払うよう努めなければならない。

(医師等の責務)

第八条 医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が実施するアルコール健康障害対策に協力し、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に寄与するよう努めるとともに、アルコール健康障害に係る良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならない。

(健康増進事業実施者の責務)

第九条 健康増進事業実施者(健康増進法(平成十四年法律第三十三号)第六条に規定する健康増進事業実施者をいう)は、国及び地方公共団体が実施するアルコール健康障害対策に協力するよう努めなければならない。

(アルコール関連問題啓発週間)

第十条 国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、アルコール関連問題啓発週間を設ける。

2 アルコール関連問題啓発週間は、十一月十日から同月十六日までとする。

3 国及び地方公共団体は、アルコール関連問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、アルコール健康障害対策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 アルコール健康障害対策推進基本計画等

(アルコール健康障害対策推進基本計画)

第十二条 政府は、この法律の施行後二年以内に、アルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、アルコール健康障害対策の推進に関する基本的な計画(以下アルコール健康障害対策推進基本計画という)を策定しなければならない。

2 アルコール健康障害対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長に協議するとともに、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴いて、アルコール健康障害対策推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 政府は、アルコール健康障害対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 政府は、アルコール健康障害に関する状況の変化を勘案し、及びアルコール健康障害対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、アルコール健康障害対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、こ

れを変更しなければならない。

7 第三項及び第四項の規定は、アルコール健康障害対策推進基本計画の変更について準用する。

(関係行政機関への要請)

第十三条 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、アルコール健康障害対策推進基本計画の策定のための資料の提出又はアルコール健康障害対策推進基本計画において定められた施策であつて当該行政機関の所管に係るものの実施について、必要な要請をすることができる。

(都道府県アルコール健康障害対策推進計画)

第十四条 都道府県は、アルコール健康障害対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したアルコール健康障害対策の推進に関する計画(以下「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」という)を策定するよう努めなければならない。

2 都道府県アルコール健康障害対策推進計画は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法令の規定による計画であつて保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 都道府県は、当該都道府県におけるアルコール健康障害に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県におけるアルコール健康障害対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、都道府県アルコール健康障害対策推進

計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するよう努めなければならない。

第三章 基本的施策

(教育の振興等)

第十五条 国及び地方公共団体は、国民がアルコール関連問題に関する関心と理解を深め、アルコール健康障害の予防に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場その他の様々な場におけるアルコール関連問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じてアルコール関連問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(不適切な飲酒の誘引の防止)

第十六条 国は、酒類の表示、広告その他販売の方法について、酒類の製造又は販売を行う事業者の自主的な取組を尊重しつつ、アルコール健康障害を発生させるような不適切な飲酒を誘引することとならないようにするために必要な施策を講ずるものとする。

(健康診断及び保健指導)

第十七条 国及び地方公共団体は、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に資するよう、健康診断及び保健指導において、アルコール健康障害の発見及び飲酒についての指導等が適切に行われるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

(アルコール健康障害に係る医療の充実等)

第十八条 国及び地方公共団体は、アルコール健康障害に係る医療について、アルコール健康障害の進行を防止するための節酒又は断酒の指導

並びにアルコール依存症の専門的な治療及びリハビリテーションを受けることについての指導の充実、当該専門的な治療及びリハビリテーションの充実、当該専門的な治療及びリハビリテーションの提供を行う医療機関とその他の医療機関との連携の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等)

第十九条 国及び地方公共団体は、アルコール健康障害に関連して飲酒運転、暴力行為、虐待、自殺未遂等をした者に対し、その者に係るアルコール関連問題の状況に応じたアルコール健康障害に関する指導、助言、支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(相談支援等)

第二十条 国及び地方公共団体は、アルコール健康障害を有し、又は有していた者及びその家族に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(社会復帰の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、アルコール依存症にかかった者の円滑な社会復帰に資するよう、就労の支援その他の支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、アルコール依存症にかかった者が互いに支え合つてその再発を防止するための活動その他の民間の団体が行うアルコール健康障害対策に関する自発的な活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

とする。

(人材の確保等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、医療、保健、福祉、教育、矯正その他のアルコール関連問題に関連する業務に従事する者について、アルコール関連問題に関し十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止並びに治療の方法に関する研究、アルコール関連問題に関する実態調査その他の調査研究を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

一 アルコール健康障害対策推進基本計画に關し、第十二条第三項(同条第七項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。

二 前条第一項の連絡調整に際して、アルコール健康障害対策推進会議に対し、意見を述べること。

第二十七条 関係者会議は、委員二十人以内で組織する。

2 関係者会議の委員は、アルコール関連問題に關し専門的知識を有する者並びにアルコール健康障害を有し、又は有していた者及びその家族を代表する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 関係者会議の委員は、非常勤とする。

4 前三項に定めるもののほか、関係者会議の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条、第四条、第六条及び第七条の規定は、アルコール健康障害対策推進基本計画が策定された日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 政府は、前項ただし書の政令を定めるに当たっては、アルコール健康障害対策推進基本計画に定める施策の実施の状況に配慮しなければならない。

(検討)

第二条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(アルコール健康障害対策基本法の一部改正)

第三条 アルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「この法律の施行後二年以内に」を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項を削り、同条に次の二項を加える。

5 アルコール健康障害対策推進基本計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ関係行政機関の長に協議するとともに、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴いて、アルコール健康障害対策推進基本計画の変更の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

6 政府は、アルコール健康障害対策推進基本計画を変更したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第十三条中「内閣総理大臣」を「厚生労働大臣」

アルコール健康障害対策関係者会議

アルコール健康障害対策基本法

に、「策定」を「変更」に改める。

第二十六条第一項中「内閣府」を「厚生労働省」に改め、同条第二項第一号中「第十二条第三項(同条第七項において準用する場合を含む。)」を「第十二条第五項」に改める。

第二十七条第二項中「内閣総理大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

(アルコール健康障害対策関係者会議に関する経過措置)

第四条 附則第一条第一項ただし書に規定する規定の施行の際現に内閣府に置かれたアルコール健康障害対策関係者会議の委員である者は、同項ただし書に規定する規定の施行の日に、前条の規定による改正後のアルコール健康障害対策基本法第二十七条第二項の規定により、厚生労働省に置かれるアルコール健康障害対策関係者会議の委員として任命されたものとみなす。

(内閣府設置法の一部改正)

第五条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十六号の三の次に次の一号を加える。

四十六の四 アルコール健康障害対策推進基本計画(アルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法律第 号)第十二条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。

第三十七条第三項の表障害者政策委員会の項の次に次のように加える。

第六条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十六号の四を削る。

第三十七条第三項の表アルコール健康障害対策関係者会議の項を削る。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第七条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第八十九号の次に次の一号を加える。

八十九の二 アルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法律第 号)第十二条第一項に規定するアルコール健康障害対策推進基本計画の策定(変更に係るものに限る。)及び推進に関すること。

第六条第二項中「労働保険審査会」を「労働保険審査会

アルコール健康障害対策関係者会議」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

(アルコール健康障害対策関係者会議)

第十三条の二 アルコール健康障害対策関係者会議については、アルコール健康障害対策基本法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

第十八条第一項中「第八十七号から」の下に「第八十九号まで、第九十号から」を加える。

理 由

酒類が国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒

はアルコール健康障害の原因となり、アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いことに鑑み、アルコール健康障害対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、アルコール健康障害対策の基本となる事項を定めること等により、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止を図り、あわせてアルコール健康障害を有する者等に対する支援の充実を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。